市連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年 10 月 12 日
都市整備局国際園芸博覧会推進課

GREEN×EXPO 2027（２０２７年国際園芸博覧会）の機運醸成について

１　共創キックオフ・ミーティングの開催について（【別紙１】9/27 博覧会協会記者発表）

博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027 の目指すビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、９月 26 日（火）にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

当日は、650 名を超える企業・団体等の方々にお集まりいただき、博覧会への参画を呼びかけました。今後、出展や協賛等に向けた対話や準備を本格的に進めていきます。

■博覧会協会公式ホームページ
https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/
当日の資料やアーカイブ動画を公開しています。

２　公式アンバサダーの就任について（【別紙２】9/19 博覧会協会記者発表）

■博覧会協会公式ホームページ
https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador/
公式アンバサダーのプロフィールのほか、ビデオメッセージが掲載されています。

担　当：都市整備局国際園芸博覧会推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

NEWS RELEASE

別紙１

2023年９月27日
公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 （２０２７年国際園芸博覧会）「共創キックオフ・ミーティング」を開催

～出展・協賛等に関する参加メニューを発表～

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、横浜市及び横浜商工会議所と共催で「GREEN×EXPO 2027 共創キックオフ・ミーティング」を、９月26日（火）にパシフィコ横浜ノースにて開催しました。本イベントには、 企業、自治体、大学、花・みどり団体等、650名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

第１部では、GREEN×EXPO ラボの涌井 史郎チェアパーソンと隈 研吾マスターアーキテクトのキックオフトーク、河村 正人事務総長によるプレゼンテーションを通して、GREEN×EXPO 2027の目指すビジョンや共創の姿を共有しました。

第２部では、 GREEN×EXPO 2027における出展・協賛等に関する参加メニューについての説明を行い、企業・団体等の皆様への参画を呼びかけました。

●当日の様子

◇キックオフトーク：「幸せを創る明日の風景」とは

隈 マスターアーキテクト × 涌井 チェアパーソン

◇プレゼンテーション：「GREEN×EXPO 2027が目指すもの」

河村 正人 事務総長

GREEN×EXPO 2027では、上瀬谷に残された貴重な自然資本と、自然特性を生かす**「Nature-based Design＝ありのままの自然環境を活用したデザイン」**という考え方に基づいて会場の基盤を造り、国産木材を出来るだけ使用しながら、環境負荷低減、資材有効活用を目指した**GREENサーキュラー建築**を導入していきます。

また、会場内には、独自の取り組みとなる**テーマ共創事業としてGXを実現する５つの「Village」**を設けます。

多くの企業・団体等の皆様にGREEN×EXPOのテーマへ賛同いただき、「幸せを創る明日の風景」を共に創りたいと考えています。

●当日資料

「共創キックオフ・ミーティング」の資料、アーカイブ動画につきましては、2023年**10月２日**以降HPに公開予定です。

https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/

次頁あり

NEWS RELEASE

●当日の様子

◇**主催者挨拶**（敬称略　登壇順）

横浜市長　山中 竹春

横浜商工会議所 会頭　上野 孝

２０２７年国際園芸博覧会協会
会長　十倉 雅和

◇**関係機関挨拶**（敬称略　登壇順）

国土交通副大臣　堂故 茂

農林水産大臣政務官　舞立 昇治

経済産業大臣政務官　石井 拓

神奈川県知事　黒岩 祐治

◇**会場の様子**

参加メニュー、今後のスケジュール

出展

- 花・緑出展：園芸品種や庭園など花き園芸や造園技術を表現
- Village出展：Villageテーマに沿って各企業等のビジョンやテクノロジーを表現

その他の参加

- 営業参加：テーマ営業出店／一般営業出店／場内輸送モビリティ運営／観覧施設運営
- 催事参加：一般催事参加／テーマ催事参加
- 海外出展協力

協賛

- 展示や出展への協賛：協会展示協賛（テーマ館・展示館）／Village協賛
- 施設協賛・運営協賛：社会実験／植物・現物・役務等の提供
- 催事協賛：協会主催催事協賛
- 広報協賛：タイアップ／媒体枠等の提供

寄附金・人材支援

- 寄附金
- 人材支援

各参加メニューの詳細は、2023年12月頃より、順次ホームページ等でお知らせする予定です。

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会　企画調整部調整課（担当：古木）
Tel：045-307-2068
ホームページ： https://expo2027yokohama.or.jp/

２０２７年国際園芸博覧会について

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」
持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する「新しいグリーン万博」

【開催概要】

名称	２０２７年国際園芸博覧会 （International Horticultural Expo 2027,Yokohama,Japan）
正式略称	GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナナ）
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年３月19日（金）～ 2027年９月26日（日）
博覧会区域	約100ha（内、会場区域80ha）
クラス	A１（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
参加者数	1500万人 ・地域連携や ICT（情報通信技術）活用などの多様な参加形態を含む ・有料来場者数：1,000万人以上
テーマ	幸せを創る明日の風景　～Scenery of the Future for Happiness～
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触れることができます。

※2023年9月現在の予定。
今後の調整状況により変更になる可能性があります。

5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。

GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NbS)を世界に発信します。

GX分野｜くらし／まちづくり・建築・交通／技術・産業／再生可能エネルギー

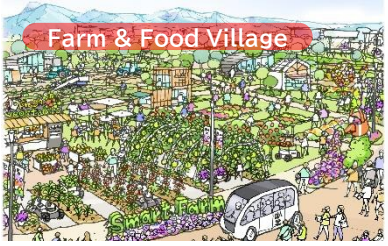

食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを実感できるコンテンツを集積します。

GX分野｜健康・食と農

土地に寄り添いながら多様な生業を生み出してきた日本の叡智を継承。自然と共存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田園風景を提案します。

GX分野｜くらし／健康・食と農／生態系・自然環境

次代を担う子どもたちが自然と親しみ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを集積、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野｜くらし

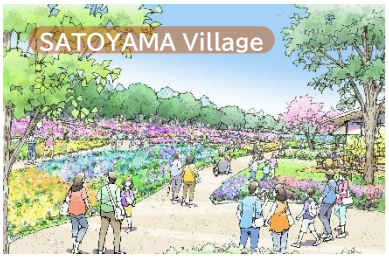

市民の森と美しい花を背景に、生物多様性や都市と農村の連携をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野｜くらし／生態系・自然環境

別紙２

NEWS RELEASE

2023年9月19日
公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027（２０２７年国際園芸博覧会）公式アンバサダー
俳優 芦田愛菜さんが就任。

「一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるように」

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、２０２７年国際園芸博覧会の公式アンバサダーに俳優 芦田愛菜（あしだ まな）さんが就任することを発表しました。

芦田さんは、これからの未来を生きる世代の代表として幅広い世代から支持されており、「幸せを創る明日の風景」をテーマとした本博覧会のアンバサダーに相応しい方として、これから一緒に博覧会の魅力を発信していきます。

●２０２７年国際園芸博覧会 公式アンバサダー就任発表

公式アンバサダーに就任した芦田 愛菜さん

【就任コメント】

今回開催される国際園芸博覧会は、国や業種、世代を超えた方々が一丸となって地球の未来のために植物や自然の力を最大限に考え、その技術や美を世界に発信していきます。

この博覧会を通して、全ての生命は植物を中心につながっていること、そしてその植物の計り知れない能力と生命力を私たちが理解していくことが、メインテーマである「幸せを創る明日の風景」になるのだと私も感じています。

私も皆さんと一緒に楽しみながら学び、一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるよう、アンバサダーとしてGREEN EXPOの魅力を発信していきたいと思っています。

登壇者一覧 ※敬称略・写真左から
■GREEN×EXPOラボ チェアパーソン　涌井 史郎
■会長・一般社団法人日本経済団体連合会 会長　十倉 雅和
■公式アンバサダー 俳優　芦田 愛菜
■副会長・横浜市長　山中 竹春

任命書贈呈（十倉会長、芦田愛菜さん）

花咲くカード贈呈（涌井CP、芦田愛菜さん）

次頁あり

NEWS RELEASE

●登壇者コメント

【十倉会長コメント】
これからの未来を生きる次世代の代表である芦田さんに博覧会の理念や魅力を広く伝えていただきたい。
本博覧会とともにこれからの未来の社会を学び、考え、発信していただけるよう、今後の活躍を大いに期待しています。
また、国民の皆様に愛され、親しまれるキャラクターの誕生を楽しみにしてもらいたい。

【山中市長コメント】
GREEN×EXPOは、「花や緑の自然環境」と「我々の生活や経済活動」との２つが共存し、持続可能な社会を提案する「新しいグリーン万博」。自然環境に負荷をかけるライフスタイルから、多くの方々が意識や行動を変えるきっかけとしたい。
芦田さんとともにこれらの理念を広く発信し、若い方々をはじめ、幅広い世代の皆様に共感していただくことで、機運を盛り上げたい。

【涌井CPコメント】
今日は、芦田さんに私たちの仲間に加わってもらった大変幸せな日です。記念品であるこのカードは種がすき込んであり、土に埋めると発芽し花が咲くカード。私たちの生活は、植物・自然の恵みによって支えられている。地球を守るために一人ひとりが立ち上がることが必要。花咲くカードのように、地球の、明日の未来の風景が幸せになるような種をアンバサダーとして蒔いてもらいたい。

GREEN×EXPO 2027（２０２７年国際園芸博覧会）公式アンバサダー　プロフィール

芦田　愛菜（あしだまな）

生年月日　　2004/06/23
年齢　　満19才

5歳で出演したドラマ「Mother」（日本テレビ/2010）で脚光を浴び、「大河ドラマ 江～姫たちの戦国～」（NHK/2011）に出演、「マルモのおきて」（フジテレビ/2011）では連続ドラマ初主演。
主題歌を歌い、第53回日本レコード大賞特別賞を受賞。
映画「ゴースト もういちど抱きしめたい」（2010）で第34回日本アカデミー賞新人俳優賞を受賞、映画「うさぎドロップ」（2011）と映画「阪急電車 片道15分の奇跡」（2011）で第54回 ブルーリボン賞 新人賞を史上最年少で受賞、ほか第28回浅草芸能大賞新人賞など多数の賞を受賞。
映画「パシフィック・リム」（2013）ではハリウッドデビューも果たす。
また、「連続テレビ小説 まんぷく」（NHK/2018）では史上最年少で語りをつとめる。
バラエティー番組「サンドイッチマン＆芦田愛菜の博士ちゃん」（テレビ朝日）にてMCとしてレギュラー出演、「大河ドラマ 麒麟がくる」（NHK/2020）で明智光秀の娘たま役で出演、映画「星の子」（2020）など数々の映画、ドラマ、CMなどで活躍。近年では映画「メタモルフォーゼの縁側」（2022）で第47回エランドール賞新人賞を受賞。ドラマ「最高の教師」（日本テレビ/2023)に鵜久森叶役で出演し、話題を呼んだ。

〈今後の活動予定〉
・2024年3月　公式マスコット発表・愛称募集記者会見
・2024年6月　公式マスコット愛称発表・1000日前イベント

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 広報部広報課　電話番号：045-307-2031（担当：野村）
<<公式アンバサダーオフィシャルページURL>>　https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador

市連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年 10 月 12 日
資 源 循 環 局 業 務 課

年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。（詳細は、裏面資料参照）

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの貼付をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

１　年末年始の収集日程について

(1)　12 月 31 日（日）から１月３日（水）まで、収集をお休みさせていただきます。

(2)　「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日（土）まで、年始は１月４日（木）から通常の曜日どおり収集します。

２　広報について

(1)　自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。

(2)　各集積場所に収集日程表を貼付

(3)　広報よこはま 12 月号（市版）

(4)　ごみ収集車によるアナウンス

(5)　市・局ホームページへの掲載

(6)　LINE・X（旧 Twitter）などへの掲載

３　資料（裏面）

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係（収集日程に関するお問合せ）
業務課運営係（広報に関するお問合せ）
電話：671-2551（計画係）、671-3815（運営係）
FAX　：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

12月31日（日）から1月3日（水）まで、収集はお休みさせていただきます。

○ 年末も、**ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。**
○ ごみと資源物は、**各収集日の 朝8時まで**にお出しください。
（年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。）
○ 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
○ 分別されていないものは収集できません。

スリム
「ヨコハマ3R夢！」マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出しください。

		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日（木）	通常の曜日どおり収集します		
	29日（金）	通常の曜日どおり収集します		
	30日（土）	通常の曜日どおり収集します		
	31日（日）	収集はお休みです		
1月	1日（月）	収集はお休みです		
	2日（火）	収集はお休みです		
	3日（水）	収集はお休みです		
	4日（木）	通常の曜日どおり収集します		
	5日（金）	通常の曜日どおり収集します		
	6日（土）	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日（日）から1月3日（水）までお休みします。

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

⇦ 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市　粗大ごみ」と検索

横浜市　粗大ごみ
2次元コード

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信（収集日等のお知らせ）は、1月4日以降になります。

令和5年度　横浜市資源循環局

市連会 10 月定例会説明資料
令和５年 10 月 12 日
資源循環局政策調整課

新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

１　趣旨

横浜市では、ごみ処理の基本計画である「横浜Ｇ30 プラン(2002～2010 年度)」、「ヨコハマ３Ｒ夢プラン(2010～2025 年度)」に替わる新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の素案を策定しました。この計画を市民の皆様の御意見をふまえた計画とするため、パブリックコメントを実施します。

計画(素案)冊子･リーフレットデータはこちら
(横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ)

２　計画概要

別紙「パブリックコメント用リーフレット」を参照

３　募集期間

令和５年 10 月 12 日(木)　から　11 月 10 日(金)　まで

４　意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1)　電子申請システム【推奨】	①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホーム画面の上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択
(2)　郵送	リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要)
(3)　電子メール	sj-newplan@city.yokohama.jp
(4)　ＦＡＸ	045-550-4239

※　御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
※　FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

５　リーフレット配架場所

リーフレット配架場所
○各区役所広報相談係、地域振興課
○横浜市立図書館・主要駅ＰＲボックス
○市民情報センター（横浜市庁舎３階）
○資源循環局政策調整課（横浜市庁舎 23 階）
○資源循環局収集事務所、焼却工場

６　今後の予定

令和５年 10 月 12 日～11 月 10 日	パブリックコメントの実施
12 月	パブリックコメント結果公表・原案策定
年度内	新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

担　当：横浜市資源循環局政策調整課　（計画全体について）今井、木村（貴）
（ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄについて）近藤、木村（充）
電　話：671-2503
ＦＡＸ：550-4239

素案

パブリックコメント募集

新 横浜市一般廃棄物処理基本計画

を策定します

皆さまのご意見を
お聞かせください

令和5年10月12日(木)
～11月10日(金)まで

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、
SDGsの達成 や **脱炭素社会の実現**など
様々な課題への対応が求められています。
こうした時代の変化に**着実に対応していくため、**
新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

一般廃棄物処理基本計画 （2023年度～2030年度）

基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。
さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030年度までに **2万トン削減** （2022年度比）

具体的取組

SDGsの達成と脱炭素社会の実現【市民・事業者の皆様との取組】

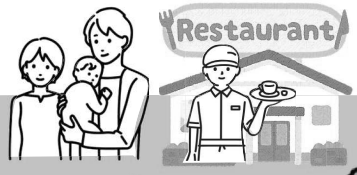

注目POINT!

政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減や、適切な分別・リサイクルなど、市民・事業者の皆様による主体的な 3R＋Renewable の取組を促進し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

- 発生抑制（リデュース）の推進
- 分別・リサイクルの推進
- 事業者等への働きかけ
- 海洋流出対策

発生抑制の推進

近隣市と連携した広域での
プラスチック海洋流出対策

分別ルールの変更
プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
（ 詳細は裏表紙参照 ）

政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロス削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行うとともに、先進的な取組の波及・普及を図ります。

- 価値観の醸成ときっかけづくり
- 場面に応じた実践行動の推進
- 多様な主体との連携・共有
- 事業者への働きかけ
- 生ごみの減量・リサイクル

実践行動の推進

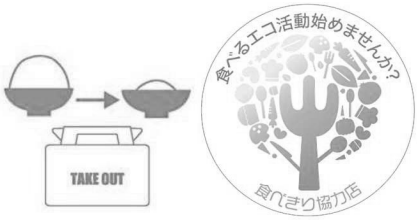

小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する
「食べきり協力店」の利用促進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

- 小学校や地域等との連携や出前講座等の実施
- 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 3Rに関する表彰等の実施
- 環境プロモーションの実施

小学校向けの出前講座

ポスターコンクール

《6つの政策と具体的取組》

計画の詳細はこちら

どうして目標が
プラスチックごみの削減なの？

- ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業全体の約4割を占め、そのうちの約9割がプラスチック類の焼却によるものです。
- プラスチックごみの焼却を減らすことで、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指していきます！

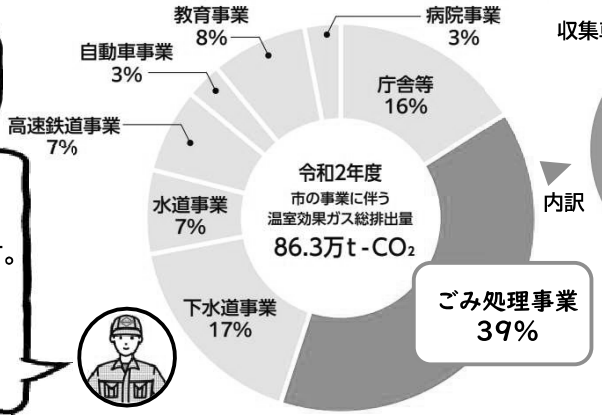

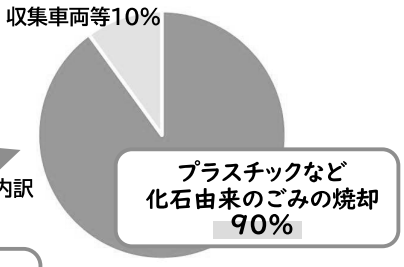

内訳

▲ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの内訳

◀市の事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳

市民ニーズへの対応と安定したごみ処理【行政の取組】

政策4　多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出し支援やまちの美化、災害への備えなどに着実に対応していきます。また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や効率化等を進めます。

- 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- まちの美化の推進
- 災害への備え
- デジタル化の推進
- 廃棄物分野における国際協力
- 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し

円滑かつ迅速な
災害廃棄物の処理

DXによる
行政サービスの向上と効率化

政策5　安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、施設の適切な維持管理・補修を実施します。さらに、資源の有効利用を進め、環境負荷の低減を図ります。

- 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 資源化の推進
- 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 事業系ごみの適正処理
- し尿処理

日々の家庭ごみ収集

リサイクルのために
缶・びん・ペットボトルを選別

政策6　将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設の計画的かつ着実な整備を実施します。また、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用等、市域内の脱炭素化や地域貢献に向けた取組を進めていきます。

- 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 省エネの推進・脱炭素技術等の研究

工場の新設・長寿命化工事

焼却工場のCO_2回収
（CCUの実証試験）

計画策定までのスケジュール ※令和5年10月現在

令和5年 10月12日～11月10日
パブリックコメント募集

いただいた ご意見を参考に 原案を策定

令和5年12月
パブリックコメントの結果・原案の公表

令和5年度中
新計画始動

計画の特色

G30プラン（ジーサンジュウ）
分別・リサイクルの推進

3R夢プラン（スリム）
分別・リサイクルに加え リデュース・リユースの推進

NEW！ 新たな一般廃棄物処理基本計画
プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大 → 脱炭素社会の実現へ

「燃やすごみ」を減らす

「ごみと資源の総量」を減らす

「燃やすごみに含まれるプラスチック」を減らす

2002～ 2010～ 2023～ 2030（年度）

注目POINT!

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

食品トレイや洗剤の容器などの「プラスチック製容器包装」に加え、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガーやバケツなどの「プラスチック製品」についても、分別・リサイクルを進めます。

現在の分別区分

プラスチック製容器包装

このマークが目安です

新名称
「プラスチック資源」

追加

プラスチック製品（プラスチックのみでできているもの）

「燃やすごみ」ではなくなります

収納用品、風呂、洗面用具 など

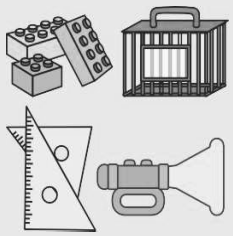

文房具、おもちゃ など

調理用具、台所用品 など

屋外用品

今後のスケジュール

令和6年10月から9区※で先行実施し、令和7年4月から全市実施を予定しています。

※9区：中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

お問合せ先
横浜市資源循環局政策調整課
TEL :045-671-2503
FAX :045-550-4239
電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する あなたの御意見をお聞かせください

～パブリックコメントを実施します～【11 月 10 日まで】

募集期間　令和5年 10 月 12 日(木)から 11 月 10 日(金)まで

提出方法　いずれかの方法で御意見をお寄せください。

①電子申請システム(推奨)

横浜市電子申請・届出システム ＞ 手続き一覧(個人向け) ＞ キーワード検索 一般廃棄物

電子申請システム▶

②郵　　送　本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。
切手は不要です。

③電子メール　sj-newplan@city.yokohama.jp

④F A X　045-550-4239

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

差出有効期限
令和６年２月 29 まで

切手を貼らずにお出しください。

231-8790

0 0 5

（受取人）

横浜市中区本町
6丁目 50-10-23 階
資源循環局政策調整課
「パブリックコメント担当」行

見本

担当者使用欄 No.

あなたの情報をご記入ください。

住所	□ 横浜市（　　）区　□ 市外
年代	□20 歳未満　□20 歳代 □30 歳代　□40 歳代 □50 歳代　□60 歳代 □70 歳代　□80 歳以上

御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

留意事項

- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- 頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市一般廃棄物処理基本計画　素案」への意見である旨を明記してください。

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課
TEL　:045-671-2503　FAX　:045-550-4239
電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

計画(素案)冊子は以下の場所で閲覧できます。

●横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ

横浜市トップページ ＞ 市の情報・計画 ＞ 横浜市について ＞ 市の組織 ＞ 資源循環局の紹介 ＞ その他 ＞ 計画・方針 ＞ 新たな一般廃棄物処理基本計画(仮称) ＞ 新たな一般廃棄物処理基本計画

●各区役所　広報相談係・地域振興課

●市民情報センター(横浜市庁舎3階)

●横浜市立図書館

●資源循環局政策調整課(横浜市庁舎 23 階)

※ 冊子については閲覧のみとなっております。
紙での配布は行っておりませんのであらかじめご了承ください。

切り取り

新たな一般廃棄物処理基本計画(素案)への御意見をご記入ください

御意見のある項目に ☑ を入れてください。(複数選択可)

☐基本理念　☐目標　☐政策と具体的取組　☐その他

☐ 政策1 プラスチック対策の推進
☐ 政策2 食品ロス削減の推進
☐ 政策3 環境学習・普及啓発の推進
☐ 政策4 多様な社会ニーズへの対応
☐ 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分
☐ 政策6 将来を見据えた施設整備

【ご意見】

見本

区連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年 10 月 20 日
都筑区高齢・障害支援課資料

第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）素案及びパブリックコメント実施について

１ 趣旨

令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする「第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第９期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、御説明します。

２ 第９期計画素案

別紙１：パブリックコメント用リーフレット
別紙２：素案冊子

３ 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040 年には市内人口の３人に１人が高齢者になると推計されています。

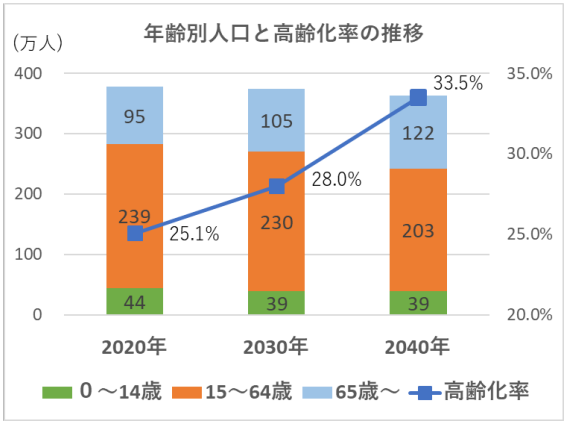

(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040 年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。

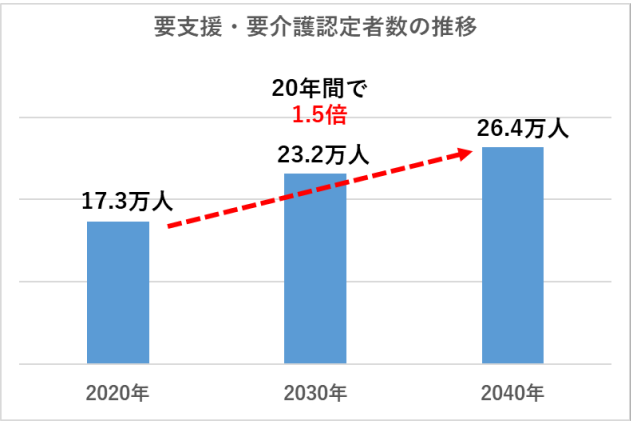

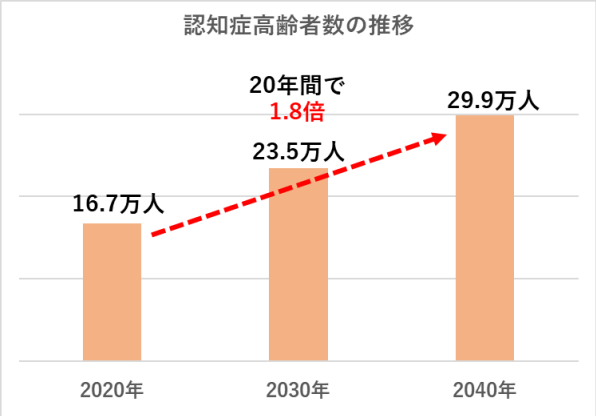

４　素案の概要

(1) 基本目標

第８期計画から引き続き、「ポジティブ エイジング」としました。

(2) 主な取組

ア　活き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

イ　施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第８期計画期間は３年間で、1,350 人分程度の新規整備を進めましたが、第９期計画期間の３年間では、700 人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

ウ　介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所における ICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング（介護助手の活用）など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

エ　認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

オ　介護保険料の設定

第９期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を 6,600 円～6,700 円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和６年度予算案とあわせて公表します。

第８期（Ｒ３～Ｒ５） 保険料基準月額 ６，５００円	→	第９期（Ｒ６～Ｒ８） 保険料基準月額 ６，６００円～ ６，７００円程度

５　計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

６　パブリックコメントの実施

（1）意見募集期間

令和５年 11 月１日（水）から 12 月１日（金）まで

（2）意見募集及び周知方法

ア　素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ　関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

ウ　市民説明会

（ア）開催日時

11 月 10 日（金）14 時から 15 時 15 分まで（13 時 30 分受付開始）

（イ）開催場所

横浜市役所１階 横浜市市民協働推進センター スペースＡ･Ｂ

（ウ）説明会への申込（要事前申込）

10 月 23 日（月）から申込受付開始。先着 60 人まで。

７　策定スケジュール（予定）

令和５年	10月23日(月)	計画素案公表
	11月～12月	パブリックコメントの実施、市民説明会の開催
令和６年	１月～２月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	３月	計画策定、介護保険条例の改正
	４月	介護保険料の改定

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
川添、武井、清水
電話：045-671-3412
メール：kf-keikaku@city.yokohama.jp

市民意見（パブリックコメント）募集

区連会 10月定例会説明資料
令和5年10月20日
都筑区高齢・障害支援課資料

計画期間2024年度-2026年度

よこはま ポジティブエイジング計画

～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～

（素案）

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

ポジティブ エイジング
POSITIVE AGING とは？

横浜市は、次のような思いを
「**ポジティブ エイジング**」に込めています。

誰もが歳を重ねる中で、
- ▶**積極的で活力ある高齢社会を作りたい**
- ▶**人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい**

心身の状態が変化したとしても、
- ▶**高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい**

介護保険料

社会全体で「介護保険」を支えています。

介護保険は、「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。

金額は、３年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。

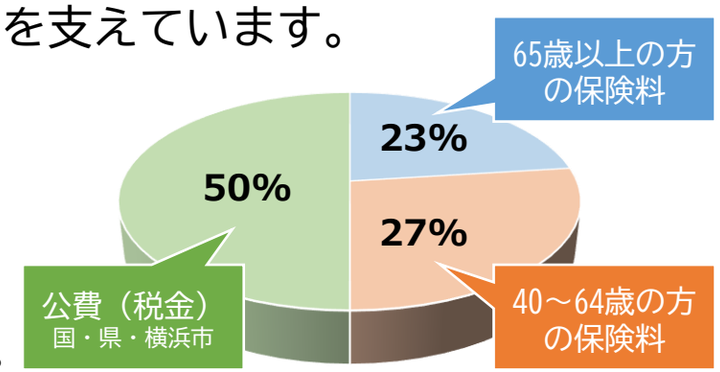

令和６年度～８年度の保険料基準額

第８期（令和３～５年度）保険料基準月額	→	第９期（令和６～８年度）保険料基準月額
６，５００円		６，６００円～６，７００円程度

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

なお、よこはまポジティブエイジング計画(素案)の詳細については、横浜市役所・各区役所・地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センターで素案冊子を配布している他、市のホームページでも公開しています。

パブリックコメント実施期間
＜ 11月１日（水）～12月１日（金） ＞

郵　便	⇒ 市役所・区役所・地域ケアプラザ等で配布している「素案冊子」に付属のハガキをご使用ください。
ＦＡＸ	⇒ 045－550－3613
電子メール	⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp
携帯電話 スマートフォン パソコン	⇒ ホームページの素案をご覧ください。（二次元バーコードまたは下記のキーワードで検索） 横浜市　ポジティブ　検索

※いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

※ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、本案に対する市民意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

問合せ先
横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課 計画調整係
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎16階)
☎045-671-3412 fax045-550-3613 ✉kf-keikaku@city.yokohama.jp

「自分らしい高齢期の暮らし」を支える主な取組

健康で自立した生活のために

介護予防・健康づくりと自立支援

〇フレイル※の予防・改善に向け、民間企業等と連携した幅広い普及啓発と、高齢者一人ひとりに合った介護予防の支援を行います。

※高齢期にからだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高い状態。

▶ 素案11、15ページ

〇通いの場等への参加者に、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。

▶ 素案17ページ

知識や経験を生かした社会貢献活動の推進

高齢者一人ひとりのニーズと、地域活動や企業等での有償・無償ボランティア活動のマッチングを行う「シニア×生きがいマッチング事業」を実施します。

▶ 素案19ページ

地域活動・サービス情報の充実

ウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で、身近な地域活動を紹介します。

▶ 素案20～21ページ

将来に備えるための支援

〇元気なうちからこれからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記す「エンディングノート」を配布し、活用講座を実施します。

▶ 素案12ページ

〇もしものときにどのような医療やケアを望むかを話し合うきっかけになる「もしも手帳」の配布を進めます。

▶ 素案12～13ページ

〇認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を支援します。

▶ 素案25～26ページ

心や体に変化を感じた時

相談先の充実

〇かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

▶ 素案24ページ

〇地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。

▶ 素案22、25ページ

認知症の早期発見・早期対応

身近な医療機関で受けられる、「もの忘れ検診」（認知症の簡易検査）を広く周知します。

▶ 素案44ページ

地域での支え合いの推進・多様なサービスの提供

地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等と連携し、居場所づくり、掃除、買い物、配食、見守り等の生活支援を充実します。

▶ 素案17、21ページ

医療や介護が必要になった時

介護保険サービス等の充実

〇住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 素案23ページ

〇特別養護老人ホーム等、ニーズに応じた施設・住まいの選択を支援します。

▶ 素案28～32ページ

在宅医療・介護の連携推進

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

▶ 素案24ページ

認知症の人や家族の居場所の充実

〇認知症の本人、家族、関係者が気軽に参加できる身近な居場所を充実します。

〇認知症の方が自身の希望等を語り合える「本人ミーティング」の開催や、本人・家族・地域住民等がお互いを理解しあう場である「認知症カフェ」の支援を行います。

▶ 素案42ページ

身近な相談窓口・役立つ情報のご案内

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。（おおむね中学校区に１か所あります）

誰でも利用でき、専門職や地域活動などに詳しいコーディネーターが、高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する相談受付や支援を行っています。

▶ 素案22、25ページ

高齢期に必要な情報

〇ふくしらべ
高齢者福祉の情報をまとめたサイトです。

▶ 素案10ページ

〇ハートページ
介護保険の総合案内パンフレットです。

▶ 素案13ページ

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まい※に関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなど

▶ 素案32ページ

区連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年 10 月 20 日
都筑区高齢・障害支援課資料

計画期間 2024 年度-2026 年度

よこはま ポジティブエイジング計画

～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～

（ 素 案 ）

第９期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

目 次

1．計画の目的 P. 2
2．横浜市の高齢者を取り巻く状況 P. 2
3．横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～ P. 4
4．第８期計画の評価 P. 6
5．第９期計画の基本目標と施策体系 P. 8
6．高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開 P.10
7．認知症施策推進計画の施策の展開 P.39
8．第９期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定 P.49
9．計画策定の趣旨 P.51

1．計画の目的

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65 歳以上の高齢者人口は、今後も増加が続く見込みです。2040 年にかけては、85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療・介護・生活支援などが必要になる市民が増大することが予想されます。

横浜市では、これらの課題に対して『ポジティブ エイジング』を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

また、本計画が市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとなるよう、新たに「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を付けました。

2．横浜市の高齢者を取り巻く状況

（1）高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040 年には市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

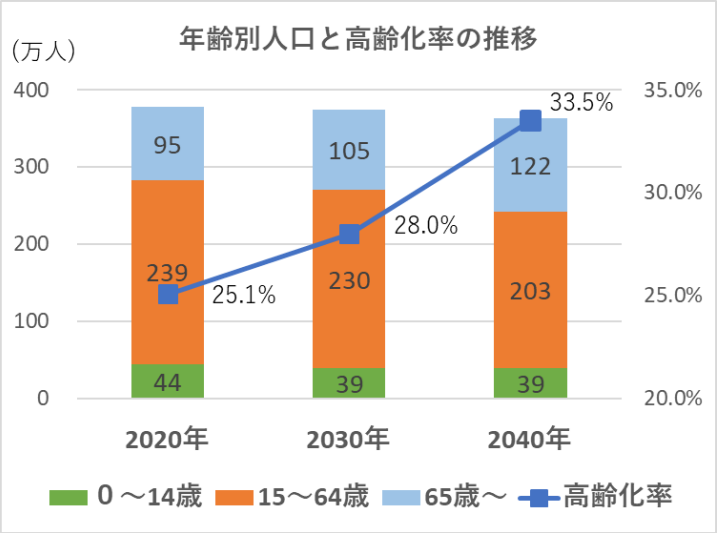

（2）要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040 年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。

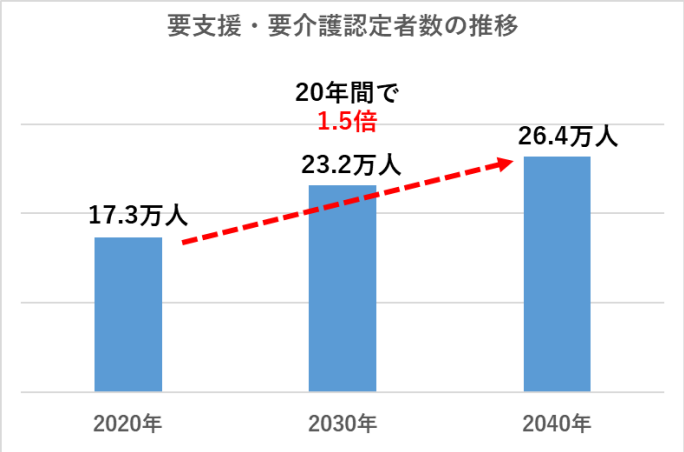

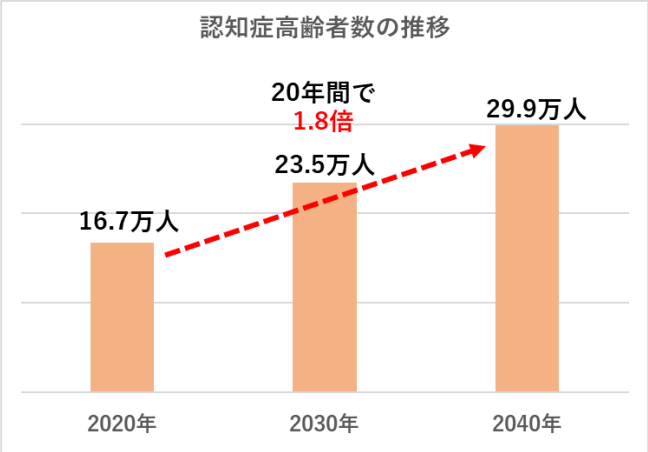

（３）生産年齢人口の減少

生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。このため、介護人材の確保・定着支援とともに、地域における支え合いの仕組みづくりが重要です。

高齢者１人に対しての生産年齢人口の推移

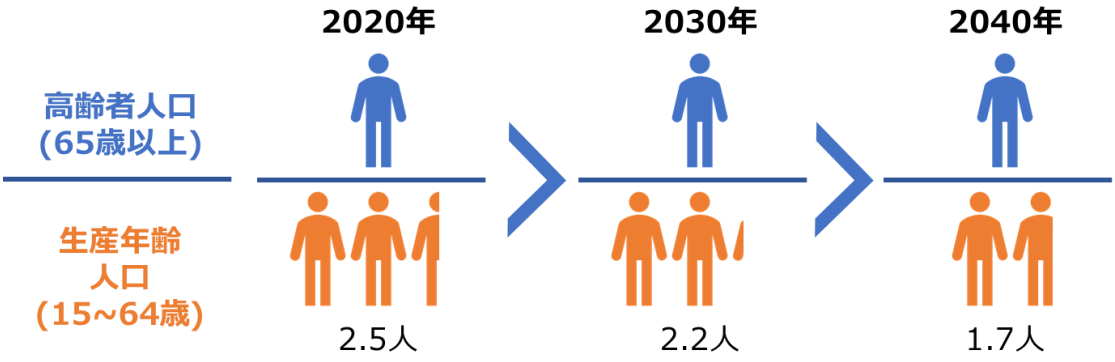

（４）高齢者実態調査の結果（令和４年度　横浜市高齢者実態調査より）

地域活動への参加状況

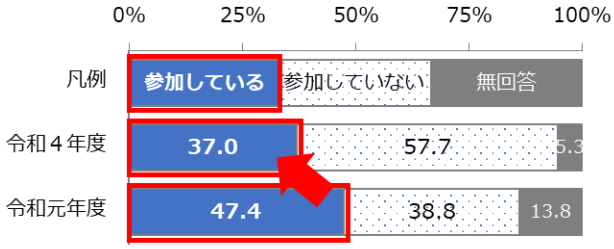

・地域活動への参加率の低下

前回調査に比べ、高齢者の地域活動への参加状況は、大幅に減少しています。これは、コロナ禍による外出控え等の影響が一因と考えられます。

介護が必要になった場合の住まいの希望

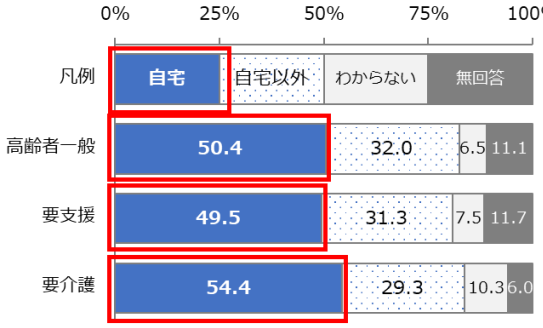

・介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」

介護が必要になった場合の暮らし方について、多くの方が、介護サービスを利用しながら、できるだけ「自宅」での生活を継続することを希望しています。

介護人材の不足状況

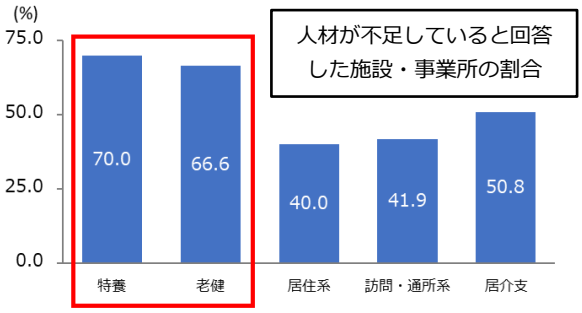

・多くの介護施設・事業所で介護人材が不足

施設系・居住系・在宅系のあらゆる介護施設・事業所で人材が不足しています。

特に、施設系サービスでは約７割で人材が不足しており、今後の要介護認定者・認知症高齢者の増加を見据え、人材の確保・定着支援が必要不可欠です。

3．横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～

（1）2025 年・2040 年を見据えた中長期的な将来像

中長期的な将来像

- **地域で支え合い**ながら、
- **医療・介護が必要になっても安心して生活**でき、
- 高齢者が自らの意思で**自分らしく生きる**ことができる

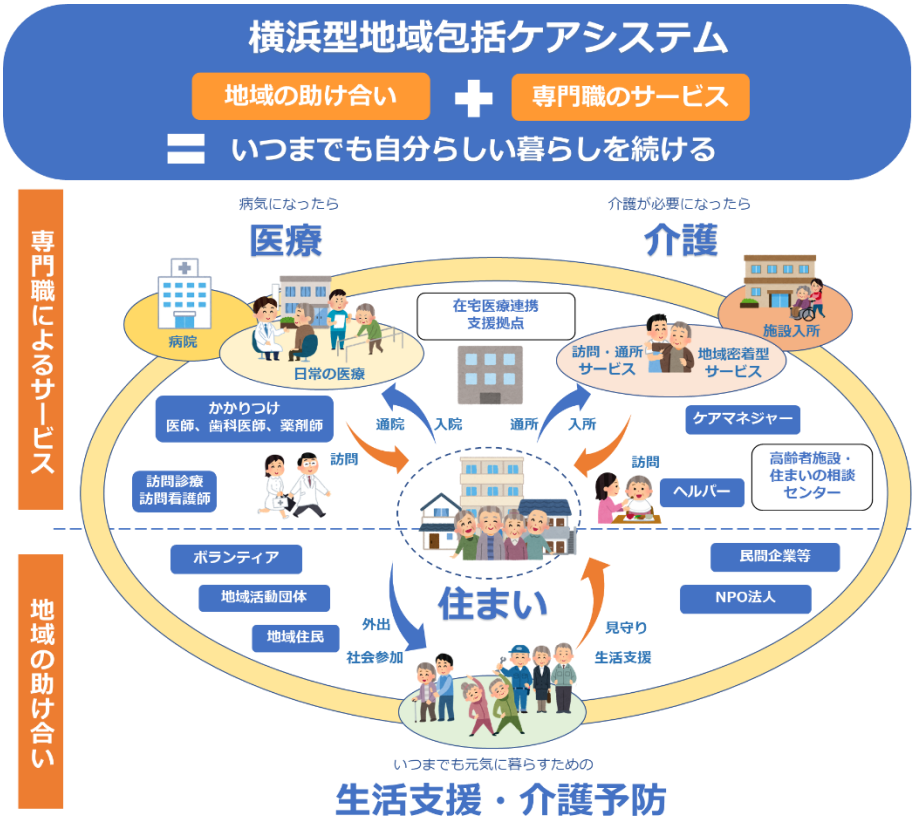

横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点１	**「地域ケアプラザ」を中心**に、日常生活圏域ごとに推進します
視点２	活発な**市民活動や企業との協働**を進めます
視点３	**「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進**し、**健康寿命の延伸**につなげます
視点４	**医療・介護の連携**など、**多職種連携の強化**を進めます
視点５	**高齢者が「地域を支える担い手」として活躍**できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの**人材確保・育成**に取り組みます
視点６	**データに基づく施策立案**を進めるほか、**デジタル技術を有効に活用**することにより、介護現場における**利便性や生産性の向上**に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

- 身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- 知識や経験等を生かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- 地域にかかりつけ医や薬局があります。
- 医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えます。

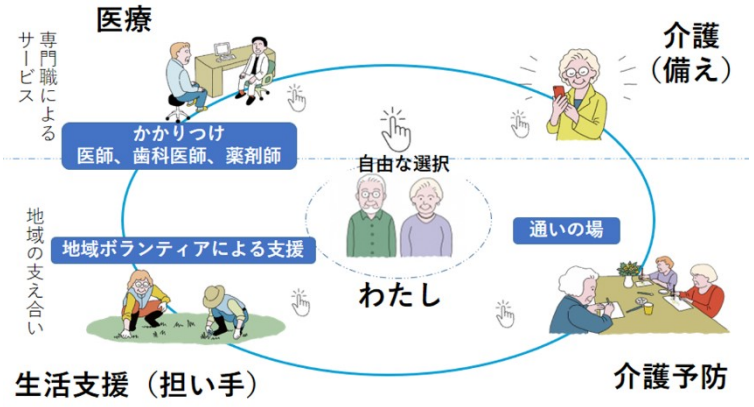

※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

心や体に変化を感じた時

- 身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- 身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- 日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- 認知症を早期に発見する機会があります。

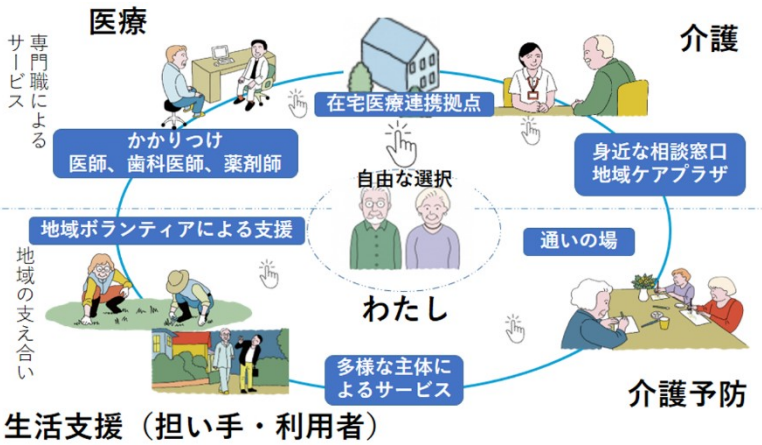

※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療や介護が必要になった時

- 本人の状態や希望に合わせ、多様な介護サービス等を選択できます。
- 医療と介護の連携があり、入退院後も安心して在宅での生活を続けることができます。
- 身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所や、介護者支援があります。

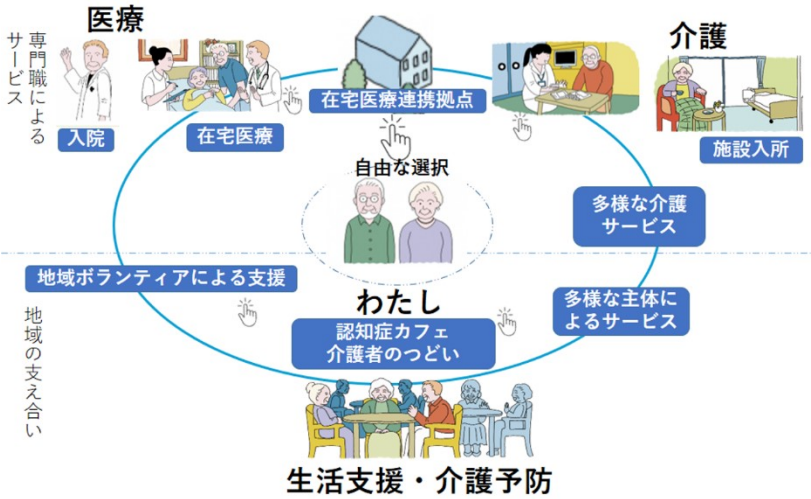

※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

４．第８期計画の評価

横浜市の第８期計画（計画期間：令和３（2021）～令和５（2023）年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

【達成状況の見方】達成状況は、2022 年度末までの達成値により以下の基準で評価しています。

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上）　★★★：達成度が 50%以上　★　：達成度が０%以上
★★★★　：達成度が 75%以上　★★　：達成度が 25%以上　―　：計画時よりも低い

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000 人	62,000 人	89,764 人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	–

【主な成果✿と課題✦】

✿　多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。

✦　新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しました。通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791 人	378,000 人	395,375 人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	–

【主な成果✿と課題✦】

✿　在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことによって、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。

✦　地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホームに入所した人の平均待ち月数	11 か月	10 か月	9 か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果✿と課題✦】

✿　高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。

✦　介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から判明しました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

Ⅳ　安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497 人	800 人	1,477 人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★

【主な成果✿と課題✦】

✿　介護職員の住居借上支援事業や、外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業の実施等により、一定の人材確保につながりました。

✦　介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的とした ICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上・生産性の向上を図っていくことが必要です。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために

【主な成果✿と課題✦】

✿　高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。

✦　高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しています。エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及・啓発が必要です。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

【主な成果✿と課題✦】

✿　新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。

✦　高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和４年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるような支援を行うなど、行政からのより一層の働きかけを行います。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140 人	250 人	151 人	★★★
認知症にとても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	―

【主な成果✿と課題✦】

✿　若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内１か所から４か所へ増配置しました。

✿　本人ミーティングを年 10 回開催し、１回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。

✦　若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。

✦　認知症にとても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。

５．第９期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

Ⅰ　自分らしい暮らしの実現に向けて

○高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。

○高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

Ⅱ　活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

○地域との協働・共存を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

Ⅲ　在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

○医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。

○医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

Ⅳ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

○日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

○自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

Ⅴ　安心の介護を提供するために

○外国人介護人材の確保を推進するとともに、介護職のイメージアップのための啓発・教育活動を行い、介護人材の中長期的な確保を図ります。

○ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

Ⅵ　安定した介護保険制度の運営に向けて

○持続可能な制度運営に向けて、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ります。

○高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

介護サービス量の見込み

ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的で活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の３つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1　正しい知識・理解の普及

〇認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2　予防・社会参加

〇認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3　医療・介護

〇本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。

〇医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4　認知症の人の権利

〇認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5　認知症に理解ある共生社会の実現

〇様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

〇若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

・保険料の設定

6．高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

Ⅰ　自分らしい暮らしの実現に向けて

1　高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発　～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実　**拡充**

事業内容	○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。 ○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組みます。 ○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組みます。

ポジティブ エイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報　**拡充**

事業内容	○市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等により、市民が高齢期に必要な情報を入手しやすくなるような広報活動に取り組みます。

コラム　「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブ エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」（※）のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には、「未来を意識する“スイッチを ON にする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という２つの意味を込めています。

ヨコハマ 未来スイッチ Positive Aging

介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）　新規

事業内容	○フレイル予防の４本柱である運動、オーラルフレイルの予防、低栄養の防止、社会参加に一体的に取り組める仕組みづくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。 ○フレイル予防の４本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の３つの取組を推進します。 ○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。 ○民間企業と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。 「フレー！フレー！フレイル予防！」は横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶

「フレイル」、「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。

「ロコモ」

ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや、要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。

コラム　ご存知ですか？介護が必要になった原因

要支援 の認定理由、上位５位のうち、４つはロコモティブシンドローム

要介護 の認定理由の１位は脳血管疾患、２位は認知症、３位は骨折・転倒

＜要支援になった要因＞　令和４年度横浜市高齢者実態調査

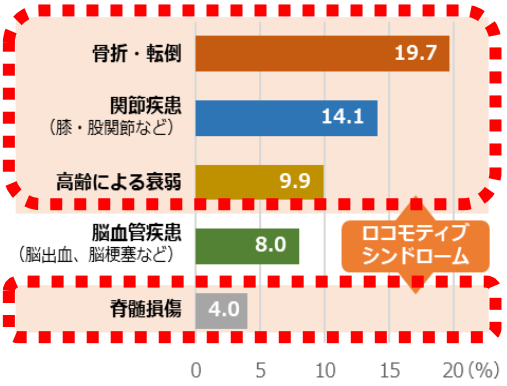

＜要介護になった要因＞　令和４年度横浜市高齢者実態調査

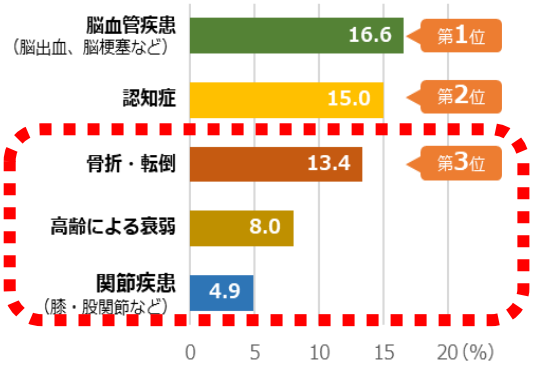

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。

コラム　エンディングノート
～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し、書き方講座を開催しています。

エンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配布しています。

18 区のエンディングノート

■例えばこんな内容を書くことができます

○私のプロフィール
○私の好きなこと
○金銭的なこと
○これからやってみたいこと
○もしものときの医療・介護の希望
○大切な人へのメッセージ

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	○もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。 ○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に、「もしも手帳」の配布を進めます。

コラム　アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。

愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。

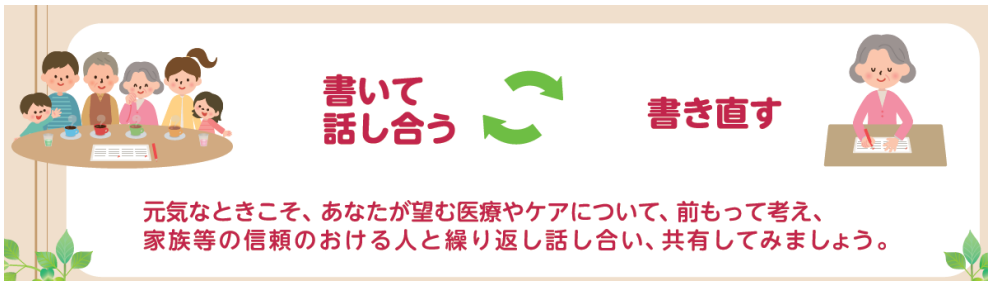

住まいの終活の促進　新規

事業内容	○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて、「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。

介護サービス情報の公表

事業内容	○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト（ハートページ）の発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、横浜市ホームページ等で提供します。

コラム　ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、ふくまちガイドを策定しました。

ふくまちガイドは、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」を考え、一人ひとりのアクションにつながるきっかけとなることを目的に、横浜市ホームページで公開しているほか、区役所などで配布しています。

2　相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

（1）相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、市・区役所の福祉保健センターのほか、「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザや、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行う高齢者施設・住まいの相談センターなど、様々な関係機関と連携して取り組みます。

（2）市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続の利便性向上　**新規**

事業内容	○「横浜 DX 戦略」に基づき、要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務にかかる各種申請手続のオンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。

Ⅱ　活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

1　介護予防･健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療･介護･保健データを活用した、効果的な介護予防施策･事業の立案に取り組みます。

また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながることができるよう、「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を共に推進します。

（1）効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案　**新規**

事業内容	○高齢者の医療・介護・保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。 ○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。 ○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。

（2）介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開　**新規**

事業内容	○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等の把握を行います。 ○フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援（ハイリスクアプローチ）や、必要な情報提供等を行います。 ○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。

コラム 横浜市のフレイル対策のポイント

フレイル状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。

フレイルを改善し、自立した生活を送る力（生活機能）をできる限り維持していくためには、心身機能の維持・改善と、病気の発症予防や重症化予防の、両方の視点を持った取組を行うことが重要です。

横浜市では、各種データの活用等により、フレイル状態にある高齢者や、フレイルリスクが高い高齢者等を把握し、一人ひとりの健康課題に着目した医療専門職等による支援を行います。

あわせて、高齢者が社会とつながり、少しでも長く、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の介護予防活動や助け合い活動など、各種取組につなげる支援にも取り組んでいきます。

地域介護予防活動の推進　拡充

事業内容	○地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、地域の活動に必要な支援を実施します。 ○高齢者の興味や関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し、充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、デジタル技術の活用など、様々な活動内容の展開を支援します。 ○通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。 ○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を発揮できるよう支援します。 ○地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、より効果的に人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。 ○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）　新規

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実　拡充

事業内容	○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、地域の通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。 ○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。 ○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。

（３）自立を目指した多様なサービスの充実

ボランティアや専門職によるサービスの充実　新規

事業内容	○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握方法の検討を進めます。（サービスＢ・Ｃの見直し等） ○サービスＡについて、国による検討会による議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。

（４）健康寿命の延伸を目指した健康づくり

コラム　健康横浜２１
～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～

健康横浜２１は、横浜市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針です。生活習慣病の発症予防等に、市民・関係機関・行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指しています。

健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、生活習慣の改善（栄養・食生活、歯・口腔、喫煙、飲酒、運動等）、生活習慣病の発症予防や重症化予防（健康診査、がん検診等）などの取組を進めています。

いつまでも自分らしく活躍できるように、無理なくできることから健康づくりに取り組んでみませんか。

横浜市健康診査　～1 年に１回、健診を受けましょう～

心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、対象者の方に、年度に１度、横浜市健康診査を実施しています。下記の対象以外の方で 40 歳～74 歳の方は、ご加入の健康保険で特定健康診査をご活用ください。

- 対　　象：横浜市に住所を有する神奈川県後期高齢者医療制度被保険者の方
  40 歳以上の生活保護受給の方及び中国残留邦人支援給付制度適用の方
- 費　　用：無料
- 受診方法：直接、実施医療機関に電話で予約申込みをしてください。
  受診当日は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。

食べる楽しみいつまでも♪　～口から始める健康づくり・オーラルフレイル予防～

口は「食べる」「話す」など、とても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む、飲み込むなどの機能が少しずつ低下してきます。「オーラルフレイル（お口の機能の衰え）」を予防することは、「フレイル」そのものを予防することにもつながります。

- 毎日の歯みがきで、むし歯・歯周病を予防し、お口の中を清潔に保ちましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、適切なアドバイスを受けましょう。
- お口の体操で噛む力・飲み込む力・滑舌を鍛えましょう。

パタカラ体操

1.「パ」…唇をはじくように
2.「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
3.「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
4.「ラ」…舌をまるめるように

低栄養を予防しましょう　～１日３食、しっかり食べて健康なからだづくり～

高齢期になると、食欲の低下による欠食、食事摂取量の低下などにより、気づかないうちに栄養が足りていない状態になっていることがあります。

やせて、栄養が不足すると、抵抗力が低下し、フレイルにつながる可能性もあります。

粗食をやめ、毎日しっかり食べて、やせや栄養状態の低下（低栄養）を予防することが大切です。

低栄養を予防するための食事のポイント

- １日３食、多様な食品を含むバランスの良い食事を心がけましょう。
- 筋力維持のために、筋肉を作るたんぱく質も忘れずにとりましょう。
- 10 食品群（魚、脂質、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、いも、卵、大豆製品、果物）を毎日積極的に食べましょう。

2　社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

（1）ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）【再掲】　**新規**

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。

（2）就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭から高齢者に適した軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者（登録会員）に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。

シニア×生きがいマッチング事業　よこはまポジティブエイジング（モデル事業）　**新規**

事業内容	○高齢者個人のニーズに基づいて、企業や団体から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。 ○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。

コラム　シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」（モデル事業）

令和５年度よりモデル実施する「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、本人の希望に沿った活動を地域団体や企業から活動を切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を生かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！

マッチングのイメージ

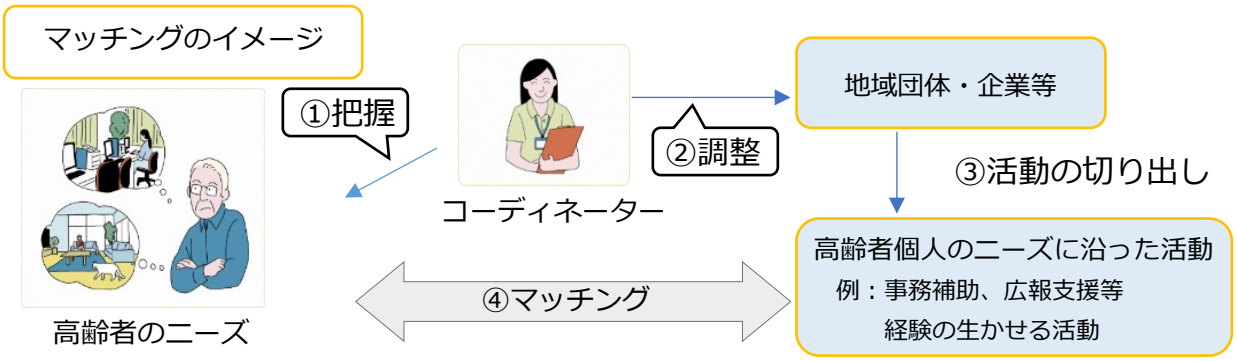

よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法の検討を行います。 ○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。

（３）シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、区老連のＩＴ化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。 ○新たなリーダーの養成や 30 人未満クラブの支援を拡大し、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して高齢者の仲間づくりを支援します。

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○高齢者等外出支援の観点で、敬老パスのＩＣカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老パス制度も検討していきます。

３　生活支援･助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析　拡充

事業内容	○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。 ○医療・介護・保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援　新規

事業内容	○多様化する個別ニーズに応えるため、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。 ○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持って活き活きと暮らせる地域づくりを支援します。

コラム　多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

さがせる！　　**みつかる！**

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。

横浜　地域活動ナビ　検索

住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。

空家の高齢者向け活動支援拠点等としての活用支援

事業内容	○空家所有者と活用希望者とのマッチング、専門相談員の派遣、改修費補助などにより、空家の高齢者向け活動支援拠点等への活用を総合的に支援します。

多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。

コラム「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

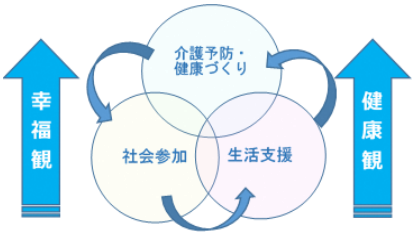

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善や病気の管理だけではなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防・健康づくり」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。

今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めます。

4　地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。　※地域ケアプラザの機能強化については、25 ページ参照

コラム　地域ケアプラザ　～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

地域ケアプラザ　※1

・福祉保健に関する相談・助言
・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター　※2

・高齢者に関する相談・支援
・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

●所長
●保健師等
●社会福祉士等
●主任ケアマネジャー等
●生活支援コーディネーター
●地域活動交流コーディネーター
など

（●保健師等～●主任ケアマネジャー等：地域包括支援センター※2）

※1　地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。 また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。
※2　地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

老人福祉センター

事業内容	○各区に設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、元気なシニアが生涯を通して活躍できるよう、「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」や、「社会参加」につながるメニューを充実します。 ○公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。

Ⅲ　在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1　在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営を支援します。

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に 1 か所以上の整備を進め、看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上の整備を進めます。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。 ○在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対して必要なサービスが提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。

コラム

24 時間対応可能な地域密着型サービス
『小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護』

小規模多機能型居宅介護は、本人の様態や希望に応じて、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」サービスを柔軟に組み合わせて、「在宅で継続して生活するために」必要な支援を行います。

「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問介護」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。

看護小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、「宿泊」「訪問介護」に加え「訪問看護」を組み合わせて、看護と介護を一体的に提供するサービスです。退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続などのニーズに対応します。

2　在宅医療･看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

（1）医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点

事業内容	○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援や、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応　新規

事業内容	○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。

（2）在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。

（3）在宅医療の普及・啓発

在宅医療を推進するための市民啓発

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。【再掲】

（4）医療につながるための支援

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。

3　保健･福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

（１）地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）　**拡充**

事業内容	○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○高齢者等の生活課題の解決に向けて、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。 ○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務とすることで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実･強化を図ります。 ○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。

（２）高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進　**拡充**

事業内容	○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。

高齢者虐待防止

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。

コラム　成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約等を行います。

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」と３つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。横浜市における成年後見制度の中核機関であるよこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めていきます。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターでパンフレットを配布しています。お気軽にご相談ください。
■よこはま成年後見推進センターホームページ
https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/

（３）介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。 ○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。

介護者のつどい

事業内容	○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。

（４）身寄りのない高齢者の支援

身寄りのない高齢者の支援　新規

事業内容	○安心して高齢期の生活を送ることができるよう、身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する課題について、関係部署間で連携しながら、必要な支援策の検討を進めます。

4　医療･介護･保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

事業内容	○多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

コラム　地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。

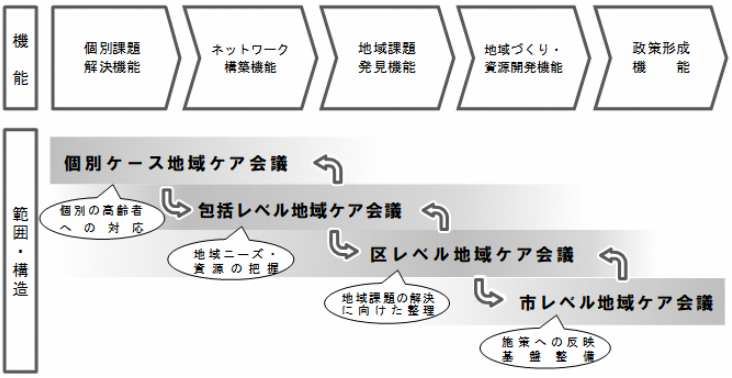

ケアマネジメントスキルの向上

事業内容	○自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。 ○相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容	○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。 ○高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう地域包括支援センター職員・区職員等に向けた研修等を行います。 ○地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

Ⅳ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1　個々の状況に応じた施設･住まいの整備･供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

上段：年度末の定員数
下段：年度中の増減　（単位：人）

	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	R８年度
特別養護老人ホーム（地域密着型含む）	17,011 (262)	17,555 (544)	18,150 (595)	18,457 (307)	19,540 (1,083)	20,140 (600)
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	6,011 (125)	6,122 (111)	6,257 (135)	6,482 (225)	6,707 (225)	6,932 (225)
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	15,785 (485)	15,933 (148)	16,430 (497)	16,730 (300)	17,030 (300)	17,330 (300)
介護老人保健施設	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院等	272 (0)	272 (0)	183 (△89)	233 (50)	283 (50)	333 (50)
	第８期計画の実績(R５年度は見込み)			第９期計画の見込み		

（１）施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備（地域密着型含む）

事業内容	○特別養護老人ホームは、第９期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。 ○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（新たな待機者対策を含む）　拡充

事業内容	○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 **(ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策** ○新たな施設居住費助成の創設を検討します。 **(イ) 認知症の周辺症状(自傷・他害行為、徘徊等)により入所が難しい方への対策** ○認知症周辺症状のある方を新たに受け入れた施設への助成を検討します。 **(ウ) 医療的ケアを必要とする方への対策** ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。

介護老人保健施設

事業内容	○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第９期計画期間においては新たな整備は行いません。 ○在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。

介護医療院　拡充

事業内容	○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。【再掲】

認知症高齢者グループホーム

事業内容	○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、年間 225 人分程度を整備します。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。

特定施設・有料老人ホーム

事業内容	○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第９期計画期間中の３年間で 900 人分程度を整備します。 ○特定施設の整備については、比較的低額な料金及び医療ニーズへの対応など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した施設の整備の誘導を進めます。

（２）高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。また、サービス付き高齢者向け住宅を引き続き特定施設の公募対象とします。

（３）安心して住み続けられる環境の整備

緊急通報装置等による見守り　拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。 ○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 ○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進　拡充

事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。

コラム　健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅

ヒートショックによる年間死者数は、交通事故死による死者数を上回っています。

暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、お湯につかると血圧が急降下し、失神を起こし溺死する恐れもあります。このため、住宅の断熱化などにより、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

また、高気密・高断熱な省エネ住宅は少ないエネルギーで室内外温度差を小さくすることができ、結露を減らし、カビ、ダニの発生を抑制することで、アレルギー性疾患の原因を減らし、アレルギー症状の緩和が期待できます。

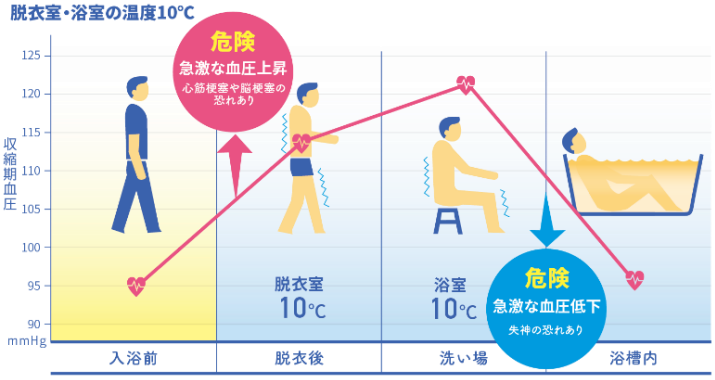

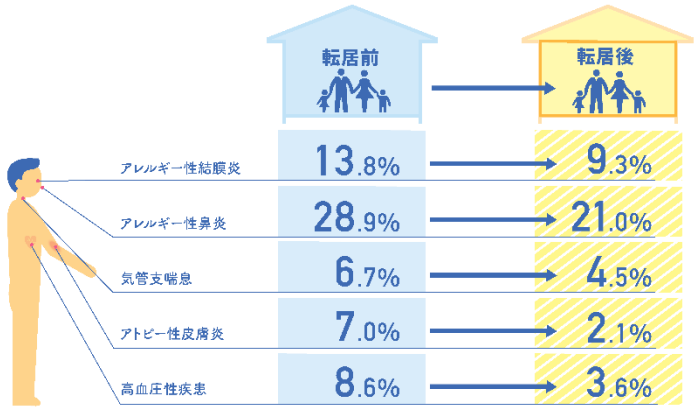

資料：「なっとく！省エネ住宅を選ぶべき６つの理由」（横浜市建築局）

（４）高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進 **拡充**

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。 ○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。

コラム 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の空き室などを活用し、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とした制度です。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録（セーフティネット住宅）、入居者の経済的な負担を軽減するための家賃などへの補助、住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会）の３つの仕組みから成り立っています。

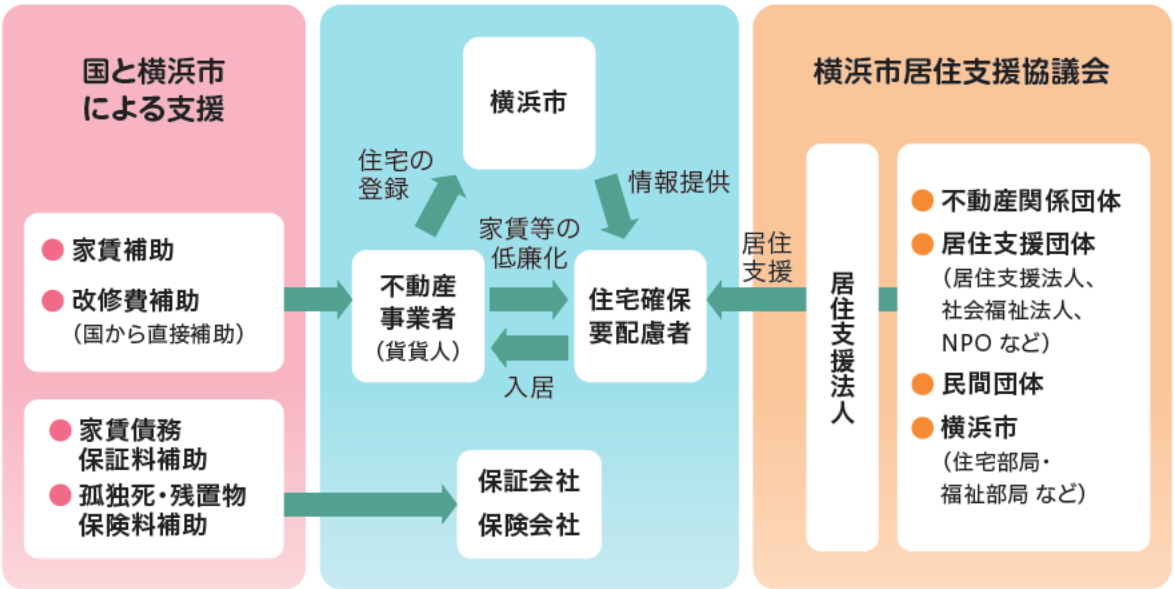

国交省説明会資料に基づき作成

2　相談体制･情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	**(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター** ○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。 ○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。 **(イ) 施設のコンシェルジュ** ○特別養護老人ホームの入所申込者の個々の状況に適したサービスの選択につながるよう、高齢者施設・住まいの相談センターに施設のコンシェルジュを配置します。 **(ウ) 横浜市「住まいの相談窓口」** ○横浜市居住支援協議会の相談窓口や、「住まい・まちづくり相談センター　住まいるイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。

コラム　高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム　など

住所　港南区上大岡西１－６－１　ゆめおおおかオフィスタワー14 階
月～金　９：00～17：00（土日祝休日、12/28～1/4 は休み）
※第２・第４土曜日は予約相談を受付します
電話　045（342）8866　　FAX　045（840）5816

相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話か FAX でご連絡ください。

Ⅴ　安心の介護を提供するために

1　新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

介護職経験者の復職支援　新規

事業内容	○潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。

資格取得と就労支援　拡充

事業内容	○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。 ○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。 ○これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をｅラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。

住居確保の支援　拡充

事業内容	○新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。 ○より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。

高校生の就労準備支援

事業内容	○高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発　拡充

事業内容	○小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施を拡充します。 ○小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を勧奨し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進を図ります。 ○介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PR サイト・パンフレット等）を作成します。

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。

コラム　外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ホームページで公開しています。

【ベトナム編】
【インドネシア編】
【中国編】

海外から介護インターンとして来日しました!!

日本の介護と日本語を勉強するため、
ベトナムから来たハンさんとホアさん。
２人が日本に来た想いとは・・・。

2　介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

外国人介護職員等への支援　拡充

事業内容	○市内の介護事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 ○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。 ○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。

介護事業所向けのハラスメント対策　新規

事業内容	○介護事業所向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター（仮称）」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。

3　専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

経営者向け研修

事業内容	○介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

事業所単位表彰制度

事業内容	○高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。 ○介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。

4　介護現場の生産性向上

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援　拡充

事業内容	○市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の生産性向上を促進します。 ○補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。

タスクシフティング　新規

事業内容	○好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の多様な働き方の導入を促進します。 ○介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の生産性向上につなげます。

申請手続等のデジタル化　新規

事業内容	○介護事業所の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続を電子化します。 ○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。

Ⅵ　安定した介護保険制度の運営に向けて

1　介護サービスの適正化･質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

（1）介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。

ケアプラン点検　**拡充**

事業内容	○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等を共有します。

コラム　「ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検」

令和４年度より、横浜市内で活躍している介護支援専門員を対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。

居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第９期計画においても、より多くの介護支援専門員に参加いただけるよう拡充します。

（2）介護事業所の質の向上、指導・監査

介護事業所に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。

（3）苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。

2　緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制を構築します。

福祉避難所の協定締結

事業内容	○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受入れを行います。

福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。

業務継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等において感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。

コラム　避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する高齢者施設等は、火災や地震に対する計画だけではなく、災害情報の入手方法、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成します。また、その計画に基づいた訓練を実施します。

災害時要援護者支援　拡充

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。

住宅の地震対策の推進

事業内容	○旧耐震基準※の住宅について、耐震診断や耐震改修、除却（木造に限る）にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年 5 月末以前の基準）

コラム　大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に高い確率で震度 6 弱以上の大地震が発生すると言われています。（令和 3 年 3 月公表「全国地震動予測地図」より）

※震度 6 弱とは、

人　　間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。

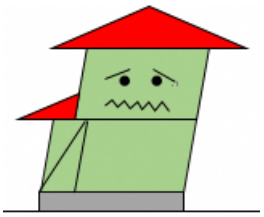

出典：気象庁震度階級関連解説表

3　防災･感染症予防対応力の向上

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。

７．認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

１　正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

（１）認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発　**拡充**

事業内容	○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事としてとらえられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS 等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。 ○「認知症の日（毎年９月 21 日）及び認知症月間（毎年９月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。

認知症サポーターキャラバンの推進　**拡充**

事業内容	○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。 ○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。 ○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。

キャラバン・メイトの活動充実　**拡充**

事業内容	○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。

コラム 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター：ロバ隊長

◆認知症サポーターの活動

地域　近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。

職域　警察や消防、金融機関、スーパーマーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われる人と接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。

★まずは認知症サポーターから始めよう!!

横浜市では地域住民、小・中・高等学校、大学や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催しています。

（２）相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先･受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。

（３）認知症の本人からの発信支援

本人発信の場の拡大

事業内容	○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めていきます。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。 ○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で持ち、認知症についての普及啓発に努めます。

2　予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

（1）介護予防・健康づくり

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発【再掲】

事業内容	○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。

軽度認知障害（ＭＣＩ）を含めた認知症予防の正しい理解推進　**拡充**

事業内容	○軽度認知障害（ＭＣＩ）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（ＭＣＩ）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。

コラム　軽度認知障害（ＭＣＩ）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。**軽度認知障害（以下、MCI）**とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態で、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■認知機能の維持・介護予防に役立つ４つのヒント！

ヒント１　**生活習慣病等の体調管理・治療**

ヒント２　**適切な運動**

ヒント３　**バランスの良い食事**

ヒント４　**社会参加・メリハリのある生活**

詳しい内容は、MCI に関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと４つのヒント」でご紹介しています。

MCI に関するリーフレットや「認知症予防大作戦(社会保険出版社)」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。

「認知症予防につながる早い気づきと４つのヒント」

「認知症予防大作戦」

（２）地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の充実　拡充

事業内容	○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所で行われていることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、認知症カフェ同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。

コラム　認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には 100 か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。

○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。

○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。

本人が主体的に社会参加できる場の充実　拡充

事業内容	○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。 ○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。

コラム　チームオレンジ

「チームオレンジ」とは、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■チームオレンジの活動の具体例・・・

・認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、認知症の人が活躍できる機会について話し合った。

・地域に認知症の人が集える場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係者が話し合って、当事者のつどいを立ち上げた。

・地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。　　など

チームオレンジが実現するとこんな街！

3　医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

（1）早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進　拡充

事業内容	○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（ＭＣＩ）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。 ○軽度認知障害（ＭＣＩ）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。【再掲】

コラム　もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50 歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。

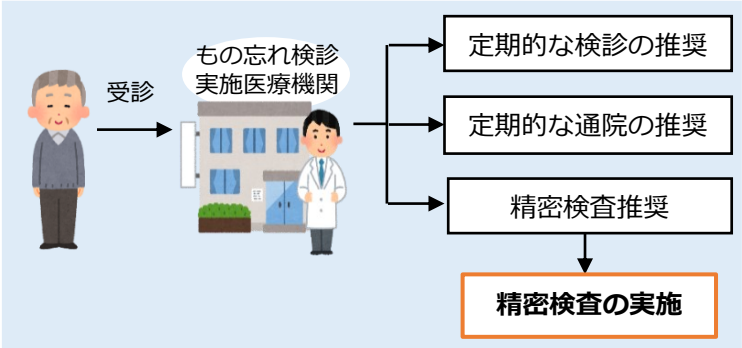

多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。

（２）医療体制の充実

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	○認知症疾患医療センターについて外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。 ○認知症疾患医療センターが地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。 ○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、ＢＰＳＤ※や身体合併症に対する急性期医療、ＢＰＳＤ・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。 ○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。 ※ＢＰＳＤ：認知症の行動・心理症状のことで、記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状

コラム　認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、ＢＰＳＤと身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。

（３）医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施　**拡充**

事業内容	○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修を実施します。 ○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。

（４）介護従事者の認知症対応力向上の推進

介護事業所のための質の向上セミナー【再掲】

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

4　認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

（1）自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。

（2）権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】　**拡充**

事業内容	○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。

（3）虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。

5　認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

（１）認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進　**拡充**

事業内容	○認知症の人への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。 ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。 ○スローショッピングの周知や取組を進めます。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。【再掲】 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。【再掲】

（２）見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、ＳＯＳネットワークの取組を推進します。 ○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げるとともに利用者数の増を図ります。 ○厚生労働省のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。

コラム　行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。

認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。

（３）介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	○介護者の視点から、より参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。【再掲】

相談支援の実施

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。【再掲】 ○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。

（４）若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族の居場所の充実　拡充

事業内容	○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。 ○若年性認知症についての正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。 ○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。 ○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。 ○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の充実を図ります。

若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進　拡充

事業内容	○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○若年性認知症の人の受入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。 ○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実を図ります。

８．第９期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第９期計画期間の介護サービス見込量等については、要介護認定者数（利用者数、サービスの利用実績）や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

１　主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の見込量

（単位：人／月）

サービスの種類		R３年度	R４年度	R５年度	第９期計画期間 R６年度	R７年度	R８年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	29,800	30,300	31,900	33,100	34,100	34,700
	通所介護（デイサービス）	21,900	22,400	23,600	24,500	25,200	25,700
	訪問看護	25,100	26,600	28,100	29,200	30,000	30,600
	通所リハビリテーション	9,100	9,000	9,500	9,900	10,200	10,400
	福祉用具貸与	61,600	64,200	67,700	70,300	72,300	73,600
	短期入所（ショートステイ）	6,000	6,300	6,600	6,900	7,100	7,200
	特定施設（有料老人ホーム等）	11,500	11,900	13,800	14,000	14,200	14,400
地域密着	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	900	800	900	900	900	900
	小規模多機能型居宅介護	2,600	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
	認知症高齢者グループホーム	5,600	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500
	地域密着型通所介護	13,700	14,700	15,500	16,100	16,600	16,900
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15,600	15,800	17,100	17,600	18,600	19,200
	介護老人保健施設	8,100	8,100	8,000	8,200	8,200	8,200
	介護医療院等	400	300	300	300	400	400

・特定施設及び介護老人福祉施設は地域密着型を含みます。
・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数。
・令和３年度、令和４年度は実績、令和５年度以降は見込量。
・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

２　介護保険給付費

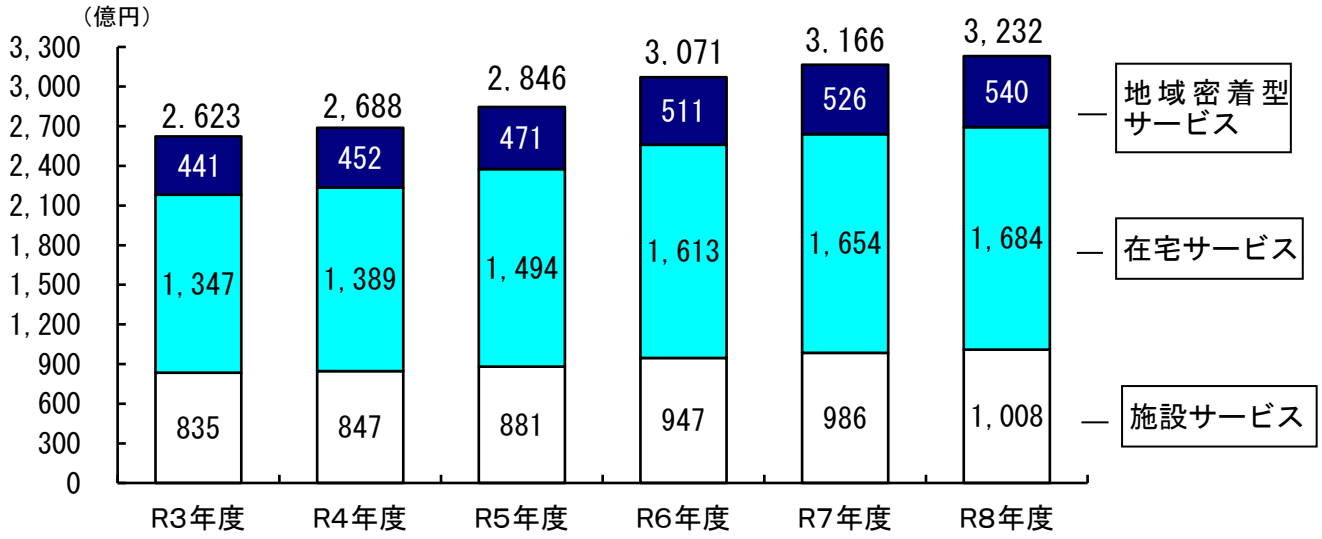

・その他の費用として、補足給付、高額介護サービス費等があります。
・令和３年度、令和４年度は実績、令和５年度以降は見込値。
・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

3　第９期計画の保険料の見込み

（１）保険料の仕組み

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分を 40 歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

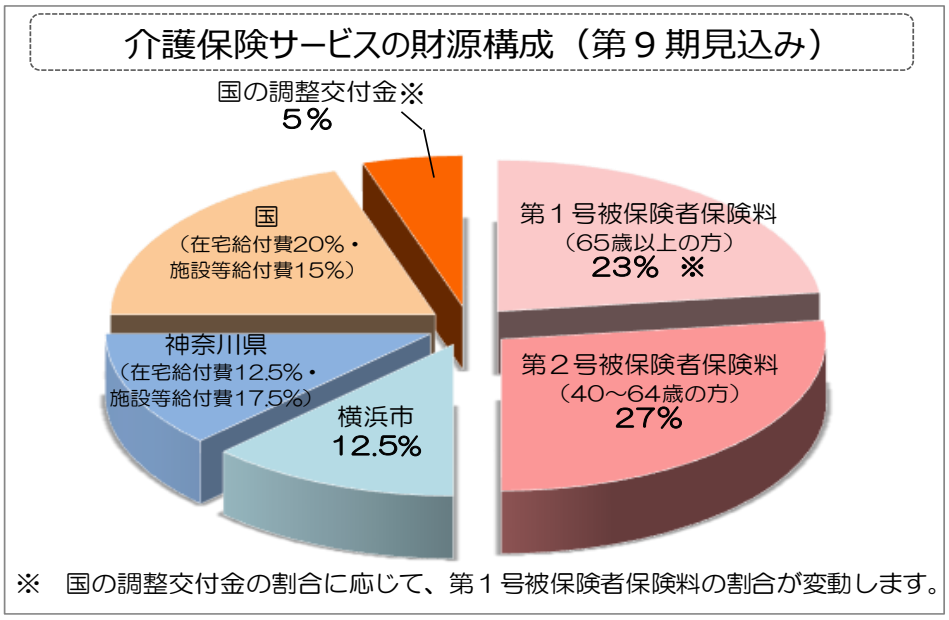

（２）保険料基準額

第９期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を 6,600 円～6,700 円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和６年度予算案とあわせて公表します。

第８期（令和３～５年度）
保険料基準月額
６，５００円

→

第９期（令和６～８年度）
保険料基準月額
６，６００円～６，７００円程度

	第８期（平均値）	第９期（平均値）	第８期⇒第９期 伸率
総人口	377.9万人	377.4万人	▲0.1%
第１号被保険者数	93.5万人	95.6万人	2.2%
65～74歳	42.6万人	38.8万人	▲8.9%
75歳以上	50.9万人	56.8万人	11.6%
要介護認定者数	18.5万人	20.3万人	9.7%
介護保険給付費	2,719億円	3,156億円	16.1%
保険料（基準月額）	6,500円	6,600円～6,700円程度	-

・令和３年度、令和４年度は実績、令和５年度以降は推計値。(総人口は、令和２年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計)
・第１号被保険者数、要介護認定者数は 10 月の値かつ各期の平均値。
・介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。
・現時点での試算額であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

9．計画策定の趣旨

（1）計画の位置づけ

本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの他の関係計画と調和を取りながら、高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として定めています。

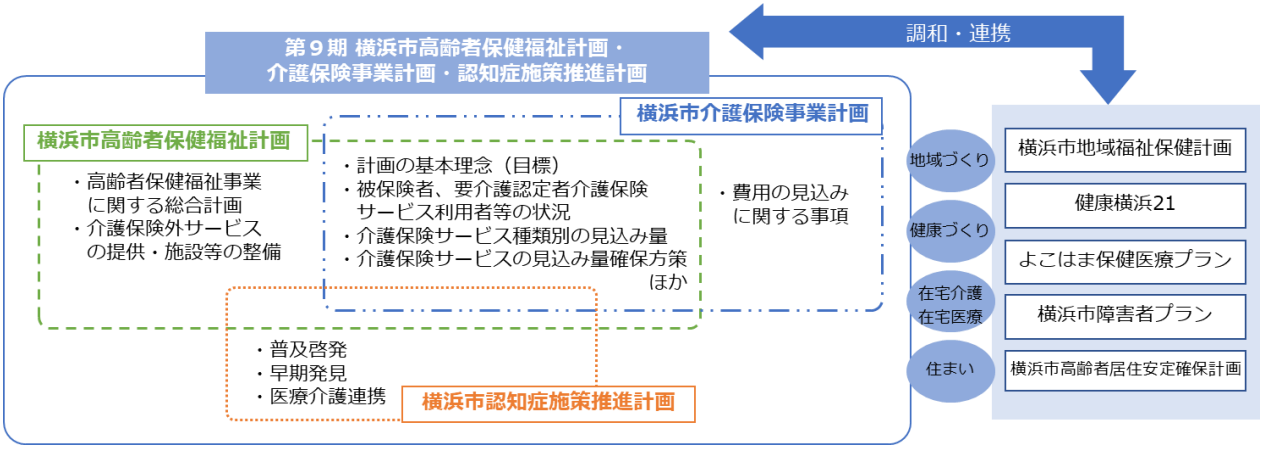

（2）計画期間

第９期計画は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３か年計画です。

この計画に基づき、３か年の第１号被保険者（65 歳以上）の介護保険料の水準を決定します。

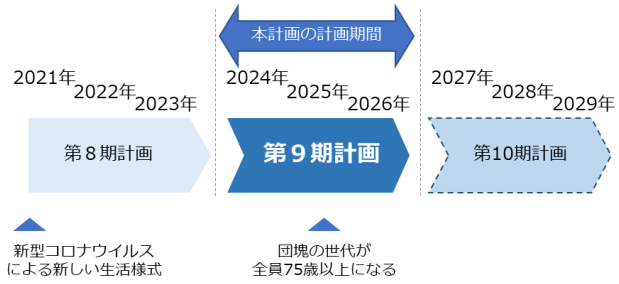

あなたのご意見をお寄せください。

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施、認知症施策の推進に関する総合的な計画として、３年ごとに策定しています。

この素案をもとに、ご意見やご提案をいただきながら、今年度中に計画を策定します。

計画へのご意見・ご提案などをお書きください。

パブリックコメントを実施しています。
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。
11 月 1 日（水）～12 月 1 日（金）

ご意見・ご提案の提出方法

この冊子の内容に対する皆様のご意見・ご提案を募集しています。
次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

郵　　便	⇒　下記のハガキをご利用ください。
F　A　X	⇒　045－550－3613
電子メール	⇒　kf-keikaku@city.yokohama.jp
携帯電話 スマートフォン パソコン	⇒　電子申請ホームをご利用ください。 （二次元コードまたは下記 URL からアクセスできます。） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html

料金受取人払郵便
横浜港局
承認
差出有効期間
令和5年 12 月
28 日まで
（切手不要）

郵　便　は　が　き
2　3　1　－　8　7　9　0
005

＜受取人＞
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局
高齢健康福祉課　計画調整係　行

氏名

住所（居住区）　区

電話番号

年代　a.40 歳未満　b.40～64 歳
c.65～74 歳　d.75 歳以上

■いただいたご意見等・個人情報に関するご案内

- いただいたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
- いただいたご意見等の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市ホームページで公表します。ご意見等への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見等を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見等は受け付けておりません。
- ご意見等の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課
TEL：045－671－3412
FAX：045－550－3613
E-mail：kf-keikaku@city.yokohama.jp
令和５年 10 月発行

区連会 10 月定例会説明資料
令和５年１０月２０日
環境創造局
みどりアップ推進課・政策課
財政局税務課・税制課

横浜みどりアップ計画[2019-2023]
４か年（2019(令和元)～2022(令和４)年度）の実績と
「これからの緑の取組[2024-2028]（原案)」の報告について

１　横浜みどりアップ計画[2019-2023]４か年（2019(令和元)～2022(令和４)年度）の実績について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成 21 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年度からは、５か年計画に取り組んでおり、令和５年度はその最終年度となります。

このたび、令和４年度までの４か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

【配布資料】
・横浜みどりアップ計画[2019-2023]４か年の実績概要リーフレット
・「横浜みどり税」の説明チラシ
・【参考資料】４か年[2019(令和元)～2022(令和４)年度]の区別実績

２　「これからの緑の取組[2024-2028]（原案)」について

令和６年度以降、重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」について検討を進めています。昨年 12 月から本年１月にかけ、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたのでご報告いたします。

なお、令和５年度は、横浜みどり税の最終年度でもあることから、令和６年度以降の横浜みどり税を含む財源のあり方について、「これからの緑の取組[2024-2028]（原案)」をもとに、今後検討していきます。

【配布資料】
・これからの緑の取組[2024-2028]（原案）概要版

【問合せ】
□横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課　TEL:671-2712　FAX:224-6627

□これからの緑の取組（原案）に関すること
環境創造局政策課　TEL：671-4214　FAX：550-4093

□横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL：671-2253　FAX：641-2775
税制課 TEL：671-2252　FAX：641-2775

効果的な広報の展開

緑に関するイベントへの出展や、「広報よこはま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組を知っていただけるよう広報を展開しています。

マスコットキャラクターを活用した広報

広報よこはま 令和4年10月号

計画の事業費と横浜みどり税（4か年の累計）

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019(令和元)年度からの4か年の事業費365億円のうち、横浜みどり税を114億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出、育成に取り組みました。

横浜みどり税の課税方式

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

計画の柱ごとの活用額

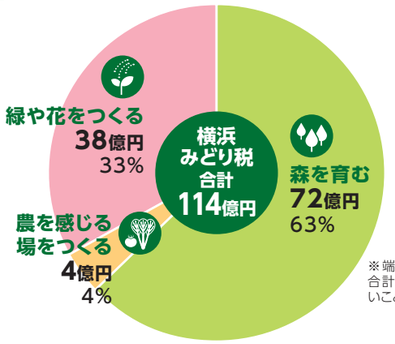

※端数調整により合計値は一致しないことがあります。

＼みどりアップを楽しもう!／

イベント・体験のスポットをご紹介します

詳しくはHPをご覧ください

ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています

横浜みどりアップ 葉っぴー

森にふれる

散策など森にふれる
イベントやスポット

ウェルカムセンター（5か所）
市民の森／ふれあいの樹林
市民の森ガイドマップ／森づくり体験会

トンボ塾 / 戸塚区

農にふれる

農畜産物の直売など農にふれる
イベントやスポット

収穫体験農園／市民農園
直売所／マルシェ
よこはま地産地消サポート店

市内産農畜産物の直売 / 中区

緑や花にふれる

まち歩きなど緑や花にふれる
イベントやスポット

花の見どころカレンダー
ガーデンネックレス横浜／里山ガーデンフェスタ／都心臨海部等の緑花

里山ガーデンフェスタ / 旭区

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「YokohamaみどりアップAction」を発行しています。

詳しくはHPをご覧ください

「Yokohama みどりアップ Action」

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」について
環境創造局政策課　TEL.045-671-4214　FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について
環境創造局みどりアップ推進課　TEL.045-671-2712　FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について
【個人市民税】各区役所税務課 または 財政局税務課　TEL.045-671-2253　FAX.045-641-2775
【法人市民税】財政局法人課税課　TEL.045-671-4481　FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください
区ごとの実績もご覧いただけます
横浜みどりアップ計画

令和5年10月発行　横浜市環境創造局みどりアップ推進課

横浜みどりアップ計画［2019−2023］

4か年の実績　概要［2019（令和元）～2022（令和4）年度の実績］

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画［2019-2023］」を進めています。
このリーフレットは、2019（令和元）～2022（令和4）年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。

横浜みどりアップ計画

横浜みどりアップ計画 4か年の実績 概要［2019（令和元）～2022（令和4）年度の実績］

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ 森を育む

樹林地の保全の進展

4か年で144haの樹林地を新たに緑地保全制度により指定しました。

これまでの みどりアップ計画（2009～2018年度） 10年間 905ha

みどりアップ計画以前（1969～2008年度） 40年間 861ha

2019～2022年度 144ha ＋ ＝ 1,050ha

▶ 緑地保全制度による新規指定 144.8ha

▶ 市による買取り 67.0ha

富岡東三丁目特別緑地保全地区 / 金沢区

市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるように、市民の森などの整備を進めました。

▶ 保全した樹林地の整備 312か所

整備した園路
今井・境木市民の森 / 保土ケ谷区

整備した柵など
東寺尾ふれあいの樹林 / 鶴見区

保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

市が管理する樹林地の安全を確保しながら、緑の機能が発揮されるような森づくりを進めました。

▶ 森の維持管理 樹林地636か所、公園150か所

▶ 維持管理の助成 525件

森づくり体験会
池辺市民の森 / 都筑区

土地所有者による維持管理への支援
作業前後 / 戸塚区

計画の柱2 市民が身近に 農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。

▶ 水田保全面積 111.9ha

保全された水田 / 栄区

農地縁辺部への植栽 / 都筑区

農とふれあう場や機会の増加

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考え自由に耕作できる農園付公園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 17.5ha

収穫体験農園の開設 / 泉区

市民農業大学講座 / 保土ケ谷区

地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援を行ったほか、野菜を購入できる自動販売機の設置などを支援しました。

▶ 直売所・青空市等の支援 196件

みなとみらい農家朝市 / 西区

杉田野菜直売所 / 磯子区

計画の柱3 市民が実感できる 緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。

▶ 公共施設・公有地での緑の創出 34か所

▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 168か所

中本牧コミュニティハウス敷地内
こどもの遊び場 / 中区

六角橋四丁目公園 / 神奈川区

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心臨海部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 58か所

新横浜駅周辺 / 港北区

日本大通り / 中区

全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

地域緑のまちづくりで、その地区ならではの緑のまちづくりを推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進

ひまわり栽培交流 / 港南区

オープンガーデン / 瀬谷区

子どもを育むみどりの取組

森に関わるきっかけや環境を学ぶ機会として、市内大学と連携した「よこはま森の楽校」や、市内7館の図書館と連携した「森の中のプレイパーク」などのイベントを開催しました。

参加者の声：森を探検し、ふしぎなことをたくさん調べることができて、いい経験になったと思う。

よこはま森の楽校
東洋英和女学院大学 / 緑区

森の中のプレイパーク
南図書館 / 南区

横浜ふるさと村や恵みの里において、農家団体が実施する農体験教室等のイベントの開催を支援しました。

参加者の声：横浜でもこういった農体験ができるところがあるのはうれしい。

田植え体験
田奈恵みの里 / 青葉区

じゃがいも掘り体験
舞岡ふるさと村 / 戸塚区

保育園・幼稚園・小中学校において園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進しました。

参加者の声：学校にビオトープを導入することで、生き物に興味・関心を持つ生徒が増えてきました。

芝生化した園庭
幼稚園 / 旭区

ビオトープの整備
保育園 / 港北区

横浜みどり税

「横浜みどり税」は
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成 21 年度から市民の皆様に「横浜みどり税」をご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の９％相当額を上乗せ

※課税年度は、令和５年度までです。

横浜みどりアップ 葉っぴー

横浜みどり税の使いみち

1　樹林地・農地の確実な担保
2　身近な緑化の推進
3　維持管理の充実によるみどりの質の向上
4　ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画

計画の理念　みんなで育む　みどり豊かな美しい街　横浜

５か年の目標

- 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の柱１

市民とともに

次世代につなぐ**森**を育む

５か年の主な取組

- 300ha の樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施

保全した市民の森

計画の柱２

市民が身近に

農を感じる場をつくる

５か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進

保全した水田

計画の柱３

市民が実感できる

緑や**花**をつくる

５か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進

魅力ある空間づくり

この３つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます

森林環境税（国税）と横浜みどり税

Q　国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？

A　目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和６年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和６年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

●「横浜みどり税」について
▶ 財政局税務課　電話：045-671-2253　FAX：045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について
▶ 環境創造局政策課　電話：045-671-4214　FAX：045-550-4093

●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について
▶ 環境創造局みどりアップ推進課　電話：045-671-2712　FAX：045-224-6627

令和２年６月発行　横浜市財政局税務課

都筑区

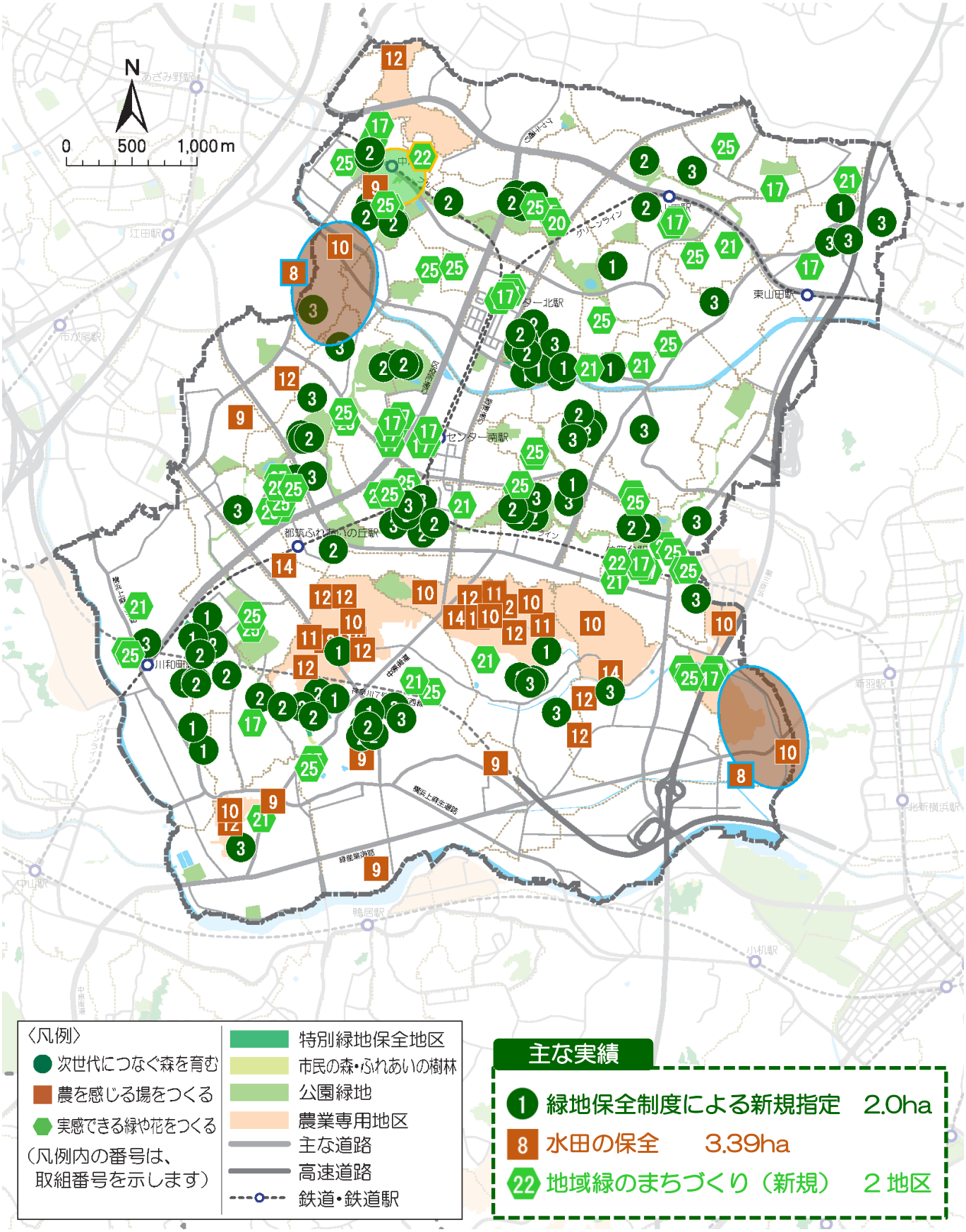

主な実績

- 1　緑地保全制度による新規指定　2.0ha
- 8　水田の保全　3.39ha
- 22　地域緑のまちづくり（新規）　2 地区

計画の柱１　市民とともに次世代につなぐ森を育む

1　緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

〇緑地保全制度による新規指定　2.0ha

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019 年度	0.4ha	大棚町特別緑地保全地区（指定拡大）

・緑地保存地区

2020 年度	0.1ha	川和町
2021 年度	0.1ha	南山田二丁目
2022 年度	0.6ha	川和町、茅ケ崎南一丁目

・源流の森保存地区

2019 年度	0.2ha	東方町（2 件）
2020 年度	0.4ha	東山田町
2022 年度	0.2ha	大棚町

〇市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2020 年度	2 地区	池辺町滝ケ谷戸特別緑地保全地区、大棚町特別緑地保全地区
2021 年度	3 地区	池辺町八所谷戸特別緑地保全地区、大棚町特別緑地保全地区、川和特別緑地保全地区

〇保全した樹林地の整備　4 か所

2020 年度	2 か所	大棚町特別緑地保全地区、池辺市民の森
2022 年度	2 か所	川和市民の森、大棚町緑地

2　森の多様な機能に着目した森づくりの推進

〇森の維持管理　53 か所

・保全管理計画の策定（公園）

2019 年度	1 か所	牛久保公園
2021 年度	1 か所	烏山公園

・維持管理（樹林地）

2019 年度	5 か所	池辺町八所谷戸特別緑地保全地区、池辺市民の森、川和市民の森、川和緑地、茅ケ崎緑地
2020 年度	5 か所	池辺町八所谷戸特別緑地保全地区、池辺市民の森、川和市民の森、川和緑地、茅ケ崎緑地
2021 年度	5 か所	池辺町八所谷戸特別緑地保全地区、池辺市民の森、川和市民の森、川和緑地、茅ケ崎緑地
2022 年度	6 か所	池辺町八所谷戸特別緑地保全地区、大棚町特別緑地保全地区、池辺市民の森、川和市民の森、川和緑地、茅ケ崎緑地

・維持管理（公園）

2019 年度	6 か所	大塚・歳勝土遺跡公園、鴨池公園、葛ケ谷公園、茅ケ崎公園、都筑中央公園、山崎公園
2020 年度	8 か所	牛久保公園、大塚・歳勝土遺跡公園、大原みねみち公園、鴨池公園、せせらぎ公園、月出松公園、都筑中央公園、山崎公園
2021 年度	7 か所	牛久保公園、大塚・歳勝土遺跡公園、茅ケ崎公園、都筑中央公園、山崎公園、くさぶえのみち、ふじやとのみち
2022 年度	9 か所	牛久保公園、大塚・歳勝土遺跡公園、大原みねみち公園、鴨池公園、烏山公園、茅ケ崎公園、都筑中央公園、山崎公園、山田富士公園

3　指定した樹林地における維持管理の支援

〇維持管理の助成　36 件

2019 年度	8 件	池辺町、佐江戸町（2件）、茅ケ崎南一丁目、茅ケ崎南四丁目、東方町、東山田町、南山田町
2020 年度	15 件	荏田東四丁目、荏田南町、荏田南一丁目（2件）、大棚西、大丸（2件）、川和町、北山田七丁目、新栄町、茅ケ崎南四丁目（2件）、仲町台三丁目、東方町、東山田町
2021 年度	7 件	池辺町、荏田東二丁目、荏田東三丁目、折本町（2件）、茅ケ崎南四丁目、東方町
2022 年度	6 件	勝田町、茅ケ崎東一丁目、茅ケ崎南一丁目、茅ケ崎南四丁目、東方町、東山田町

計画の柱２　市民が身近に農を感じる場をつくる

8　水田の保全

〇水田保全面積　3.39ha

2019 年度	3.44ha	荏田東町、荏田南町、大熊町、中川四丁目
2020 年度	3.44ha	荏田東町、荏田南町、大熊町、中川四丁目
2021 年度	3.31ha	荏田東町、荏田南町、大熊町、中川四丁目
2022 年度	3.39ha	荏田南町、大熊町、中川四丁目

9　特定農業用施設保全契約の締結

〇特定農業用施設保全契約の締結　６件

2019 年度	１件	池辺町
2020 年度	１件	佐江戸町
2021 年度	１件	池辺町
2022 年度	３件	池辺町、中川四丁目、荏田南二丁目

10　農景観を良好に維持する活動の支援

〇まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

・集団農地維持　106.3ha

2019 年度	106.1ha	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、大熊下水利組合、荏田中川水利組合、佐江戸宮原農用地利用改善組合、横浜市都筑区東方西部土地改良区、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区、横浜市都筑区都田第一土地改良区、折本農業専用地区観音山協議会
2020 年度	105.8ha	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、大熊下水利組合、荏田中川水利組合、佐江戸宮原農用地利用改善組合、横浜市都筑区東方西部土地改良区、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区、横浜市都筑区都田第一土地改良区、折本農業専用地区観音山協議会
2021 年度	106.5ha	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、大熊下水利組合、荏田中川水利組合、佐江戸宮原農用地利用改善組合、横浜市都筑区東方西部土地改良区、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区、横浜市都筑区都田第一土地改良区、折本農業専用地区観音山協議会
2022 年度	106.3ha	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、大熊下水利組合、荏田中川水利組合、佐江戸宮原農用地利用改善組合、横浜市都筑区東方西部土地改良区、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区、横浜市都筑区都田第一土地改良区、折本農業専用地区観音山協議会

・農地縁辺部への植栽　10 件

2019 年度	3 件	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区
2020 年度	3 件	新羽大熊農業専用地区協議会（港北区・都筑区）、折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区
2021 年度	2 件	折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区
2022 年度	2 件	折本農業専用地区協議会、横浜市都筑区東方北部土地改良区

・井戸の改修　3 地区

2019 年度	1 地区	横浜市都筑区東方北部土地改良区
2020 年度	2 地区	横浜市都筑区東方西部土地改良区、横浜市都筑区東方北部土地改良区

・土砂流出防止対策　8 件

2019 年度	2 件	横浜市都筑区東方西部土地改良区、折本農業専用地区観音山協議会
2020 年度	2 件	佐江戸宮原農用地利用改善組合、横浜市都筑区東方西部土地改良区
2021 年度	2 件	折本農業専用地区観音山協議会、横浜市都筑区東方西部土地改良区
2022 年度	2 件	折本農業専用地区観音山協議会、横浜市都筑区都田第一土地改良区

〇周辺環境に配慮した活動への支援

・牧草等による環境対策　3.33ha

2019 年度	0.37ha	池辺町、大熊町、佐江戸町（2か所）
2020 年度	1.13ha	池辺町（4か所）、折本町（5か所）、東方町（3か所）
2021 年度	0.65ha	池辺町（2 か所）、折本町（3 か所）
2022 年度	1.18ha	池辺町（3 か所）、大熊町、折本町（5 か所）、東方町（2 か所）

・たい肥化設備等の支援　1 件

2019 年度	1 件	東方町

11　多様な主体による農地の利用促進

〇遊休農地の復元支援　0.47ha

2020 年度	0.28ha	池辺町
2021 年度	0.14ha	東方町
2022 年度	0.05ha	東方町

12　様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

〇様々なニーズに合わせた農園の開設　1.86ha

・収穫体験農園

2019 年度	0.42ha	池辺町（3か所）、折本町、東方町
2020 年度	0.87ha	池辺町、折本町、東方町
2021 年度	0.25ha	池辺町（2 か所）、東方町
2022 年度	0.08ha	東方町

・市民農園

2020 年度	0.07ha	牛久保町
2021 年度	0.04ha	荏田南町
2022 年度	0.13ha	池辺町、佐江戸町

14　地産地消にふれる機会の拡大

〇直売所・青空市等の支援　４件

・直売所・加工所

2019 年度	１件	折本町
2021 年度	３件	高山（2 件）、東方町

計画の柱３　市民が実感できる緑や花をつくる

17　公共施設・公有地での緑の創出・育成

〇緑の創出　６か所

2019 年度	１か所	センター北広場
2020 年度	２か所	東山田地域ケアプラザ、東山田中学校コミュニティハウス
2022 年度	３か所	仲町台地区センター、北山田地区センター、加賀原地域ケアプラザ

〇緑の維持管理　21 か所

2019 年度	６か所	都筑区庁舎、センター南広場、北山田地区センター、中川西地区センター、仲町台地区センター、大熊スポーツ会館
2020 年度	７か所	都筑区庁舎、センター北広場、センター南広場、北山田地区センター、中川西地区センター、仲町台地区センター、大熊スポーツ会館
2021 年度	５か所	都筑区庁舎、センター北広場、センター南広場、北山田地区センター、大熊スポーツ会館
2022 年度	３か所	都筑区庁舎、センター北広場、センター南広場

18　街路樹による良好な景観の創出・育成

〇良好な維持管理

2019 年度	佐江戸北山田線（歴博通り）、新横浜元石川線ほか 計2,962本
2020 年度	佐江戸北山田線（歴博通り）、中山北山田線ほか 計2,397本
2021 年度	横浜上麻生線、佐江戸北山田線（歴博通り）ほか 計2,246本
2022 年度	新横浜元石川線、中山北山田線ほか 計2,003本

20　建築物緑化保全契約の締結

〇建築物緑化保全契約の締結　１件

2022 年度	１件	北山田町四丁目

21　名木古木の保存

〇名木古木の保存

・新規指定

2019 年度	９本	南山田町（9本）
2021 年度	１本	大棚町

・維持管理の助成

2019 年度	６本	佐江戸町（6本）
2020 年度	11 本	池辺町（4本）、大棚町（2本）、茅ケ崎南三丁目、仲町台四丁目、東方町（3本）
2021 年度	３本	大棚町（２本）、東山田四丁目
2022 年度	３本	大棚町（２本）、川和町

22　地域緑のまちづくり

〇地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結　２地区

・新規

2021 年度	１地区	中川西地区
2022 年度	１地区	仲町台駅前地区

・継続

2022 年度	１地区	中川西地区

23　地域に根差した緑や花の楽しみづくり

〇緑や花を身近に感じる各区の取組

2019 年度	区内市立保育園におけるプランターの維持管理（中川西保育園ほか）、花と緑に関するウォーキングイベント、センター南すきっぷ広場・センター北駅前広場の花壇整備、江川せせらぎ緑道における花壇の植栽
2020 年度	区内市立保育園におけるプランターの維持管理、花と緑に関するウォーキングイベント、区庁舎・センター南すきっぷ広場・センター北駅前広場の花壇整備、江川せせらぎ緑道における花壇の植栽
2021 年度	区内市立保育園におけるプランターの維持管理、花と緑に関するウォーキングイベント、区役所・センター南すきっぷ広場・センター北駅前広場の花壇整備、江川せせらぎ緑道における花壇の植栽、早渕川・老馬谷ガーデンへの散水設備の設置
2022 年度	区内市立保育園におけるプランターの維持管理、花と緑に関するウォーキングイベント、江川せせらぎ緑道における花壇の植栽

〇地域の花いっぱいにつながる取組

2019 年度	花の種の配布、花苗などの配布（吾妻山公園ほか 12 か所）
2020 年度	球根などの配布（吾妻山公園ほか 56 か所）
2021 年度	球根などの配布（吾妻山公園ほか 41 か所）
2022 年度	球根などの配布（吾妻山公園ほか 55 か所）

24　人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布　2,027 本

2019 年度	469 本
2020 年度	441 本
2021 年度	590 本
2022 年度	527 本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25　保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出　25 か所

2019 年度	5 か所	茅ケ崎南保育園、都田幼稚園、川和東小学校、茅ケ崎東小学校、中川中学校
2020 年度	3 か所	大熊保育園、茅ケ崎東小学校、都筑小学校
2021 年度	12 か所	シープ保育所、みどり保育園、荏田南小学校、折本小学校、川和小学校、北山田小学校、茅ケ崎小学校、都筑小学校、つづきの丘小学校、都田西小学校、中川西小学校、山田小学校
2022 年度	5 か所	荏田南小学校、茅ケ崎小学校、つづきの丘小学校、中川小学校、東山田小学校

○緑の維持管理　20 か所

2019 年度	4 か所	大熊保育園、茅ケ崎南保育園、中川西保育園、みどり保育園
2020 年度	3 か所	大熊保育園、茅ケ崎南保育園、みどり保育園
2021 年度	3 か所	大熊保育園、茅ケ崎南保育園、みどり保育園
2022 年度	10 か所	大熊保育園、シープ保育所、茅ケ崎南保育園、みどり保育園、折本小学校、川和小学校、北山田小学校、都田西小学校、中川西小学校、荏田南中学校

5　各区の実績
都筑区

1 緑地保全制度による新規指定
緑地保存地区（茅ケ崎南一丁目）

2 森の維持管理
（山田富士公園）

8 水田の保全
（大熊町）

10 農景観を良好に維持する活動
（折本農業専用地区協議会）

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成
（都筑区庁舎）

23 緑や花を身近に感じる各区の取組
（くさぶえのみち）

これからの緑の取組[2024-2028]（原案概要版）

横浜みどりアップ計画

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009（平成21）年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

これからの緑の取組[2024-2028]

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023（令和５）年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2024（令和６）年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」の原案をとりまとめました。

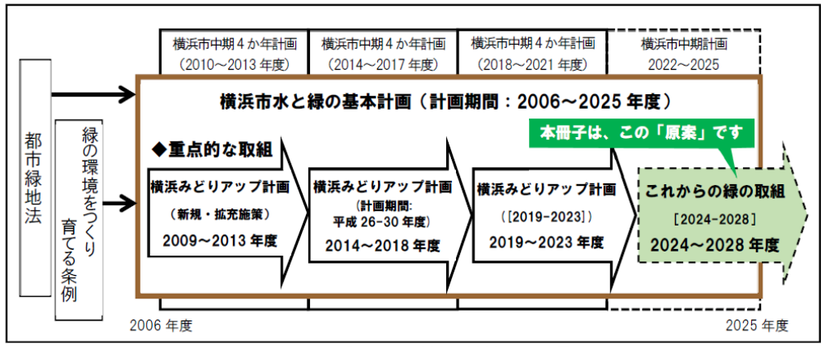

図：「これからの緑の取組［2024-2028］」の位置付け

花と緑に関するウォーキングイベント

家族で学ぶ農体験講座

森の中のプレイパーク

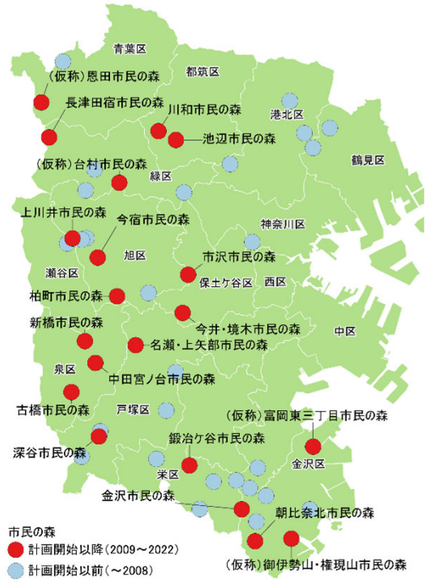

図 市民の森の開園状況

5か年の目標

○ 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展　など

○ 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

○ 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

取組のポイント

- ■ 緑地保全制度により指定した民有樹林地の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
- ■ 市民が様々なかたちで森に親しみ、楽しむことができる多様な活用を推進
- ■ 都心部から郊外部まで、農とふれあう機会の全市的な展開を推進
- ■ 地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

事業費

（単位：億円）

	事業費	国費	市債	一般財源
柱１ 市民とともに次世代につなぐ森を育む	302	60	133	110
柱２ 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	－	12	23
柱３ 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	71
効果的な広報の展開	0.8	－	－	0.8
これからの緑の取組[2024-2028]（原案）総事業費	**415**	**60**	**150**	**204**

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

素案に対する市民意見募集の結果（概要）

	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022（令和４）年12月23日（金）から2023（令和５）年１月31日（火）まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Ｗｅｂフォーム、電子メール、ＦＡＸ
回収数	個人：1,281人　法人：939社	43通（意見総数：93件）

アンケート方式の回答結果

目標・取組について、**個人・法人とも、８～９割の方に「積極的に取り組む必要がある」または「どちらか言えば取り組む必要がある」**とお答えいただきました。

問１ 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

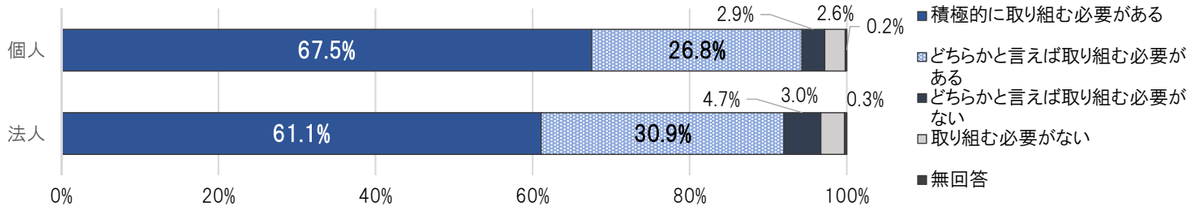

これからの緑の取組[2024-2028] 策定の流れ

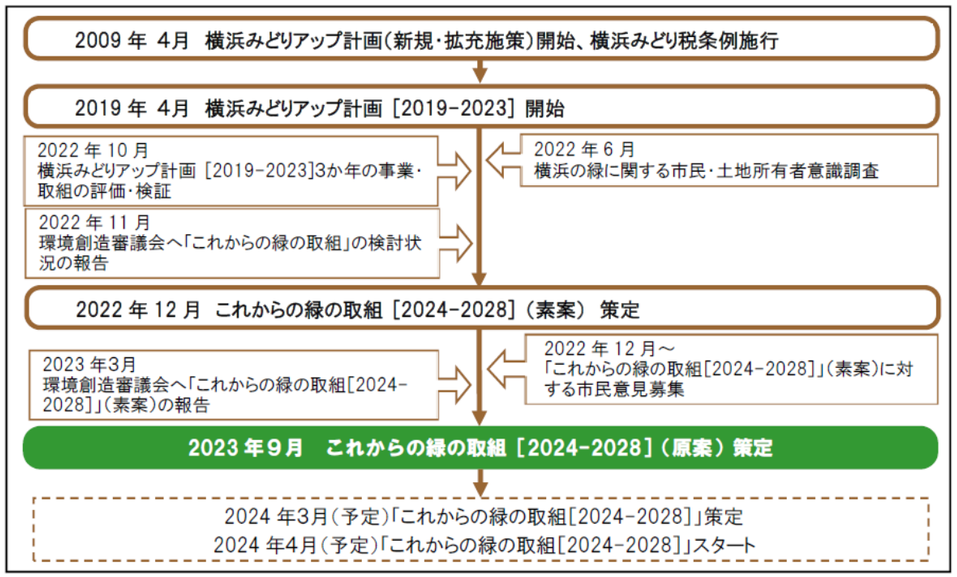

図：「これからの緑の取組［2024-2028］」策定の流れ

柱１　市民とともに次世代につなぐ森を育む　＜本編P.16ーP.23＞　約302億円

施策１　まとまりのある樹林地の保全・活用

事業①　緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り　約252億円

（1）緑地保全制度による指定の拡大･市による買取り

－主な取組内容－
･緑地保全制度による新規指定：180ha
（市による買取りの想定面積：100ha）
･保全した樹林地の整備：推進

事業②　良好な森の育成　約46億円

（1）森の多様な機能に着目した森づくりの推進
（2）指定した樹林地における維持管理の支援

－主な取組内容－
･森の維持管理：推進
･維持管理の助成：750件

事業③　森に関わる多様な機会の創出　約５億円

（1）森づくりを担う人材の育成
（2）森づくり活動団体への支援
（3）森に関わるきっかけづくり
（4）森の多様な楽しみづくり

－主な取組内容－
･森づくり活動団体への支援：175団体
･地域における多様な森の利活用：推進

理念
「みんなで育む　みどり豊かな美しい街　横浜」

柱２　市民が身近に農を感じる場をつくる　＜本編P.24ーP.34＞　約34億円

施策１　農に親しむ取組の推進

事業①　良好な農景観の保全　約11億円

（1）水田の保全
（2）特定農業用施設保全契約の締結
（3）農景観を良好に維持する活動の支援
（4）多様な主体による農地の利用促進

－主な取組内容－
･水田保全面積：115ha
･遊休農地の復元支援：3.0ha

事業②　農とふれあう場づくり　約20億円

（1）様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
（2）市民が農を楽しみ支援する取組の推進

－主な取組内容－
･様々なニーズに合わせた農園の開設：19.5ha
･横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：450回

施策２　「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③　身近に農を感じる地産地消の推進　約２億円

（1）地産地消にふれる機会の拡大

－主な取組内容－
･直売所･青空市等の支援：285件
･情報発信･PR：情報誌などの発行35回

事業④　市民や企業と連携した地産地消の展開　約0.7億円

（1）地産地消を広げる人材の育成･支援
（2）市民や企業等との連携

－主な取組内容－
･はまふうどコンシェルジュ･よこはま地産地消サポート店の活動支援：150件
･市民や企業等との連携：75件

柱３　市民が実感できる緑や花をつくる　＜本編P.35ーP.43＞　約77億円

施策１　市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業①　まちなかでの緑の創出・育成　約33億円

（1）シンボル的な緑の創出･育成
（2）街路樹による良好な景観づくり
（3）公開性のある緑空間の創出支援
（4）建築物緑化保全契約の締結
（5）名木古木の保存

－主な取組内容－
･シンボル的な緑の創出：5か所
･街路樹による良好な景観づくり：18区で推進

施策２　ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業②　緑や花があふれる地域づくり　約12億円

（1）地域緑のまちづくり
（2）地域に根差した緑や花の楽しみづくり
（3）人生記念樹の配布

－主な取組内容－
･地域緑のまちづくり：35地区
･緑や花を身近に感じる各区の取組：18区で推進

事業③　子どもを育む空間での緑の創出・育成　約４億円

（1）保育園･幼稚園･小中学校での緑の創出･育成

－主な取組内容－
･緑の創出：100か所

事業④　緑や花による魅力・賑わいの創出・育成　約27億円

（1）都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

－主な取組内容－
･緑花による魅力づくり：推進

効果的な広報の展開　＜本編P.44＞　約0.8億円

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者に理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めていきます。

事業①　市民の理解を広げる広報の展開　約0.8億円

≪緑の取組の認知を高め参画につなげていく広報≫
- イベント・体験スポットの紹介
- 市民が活用できる制度のご案内
- 美しい横浜の緑や花、アニメーションによる動画配信

森にふれる

農にふれる

緑や花にふれる

市連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年 10 月 12 日
健 康 福 祉 局 地 域 支 援 課

民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1　趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは 74.1%、地区民児協会長アンケートでは 46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和 7 年 12 月）には、団塊世代が 75 歳以上となることからも、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。

【参考】自治会町内会長・地区民児協会長アンケート（令和４年 11 月～令和５年１月）「年齢要件について」

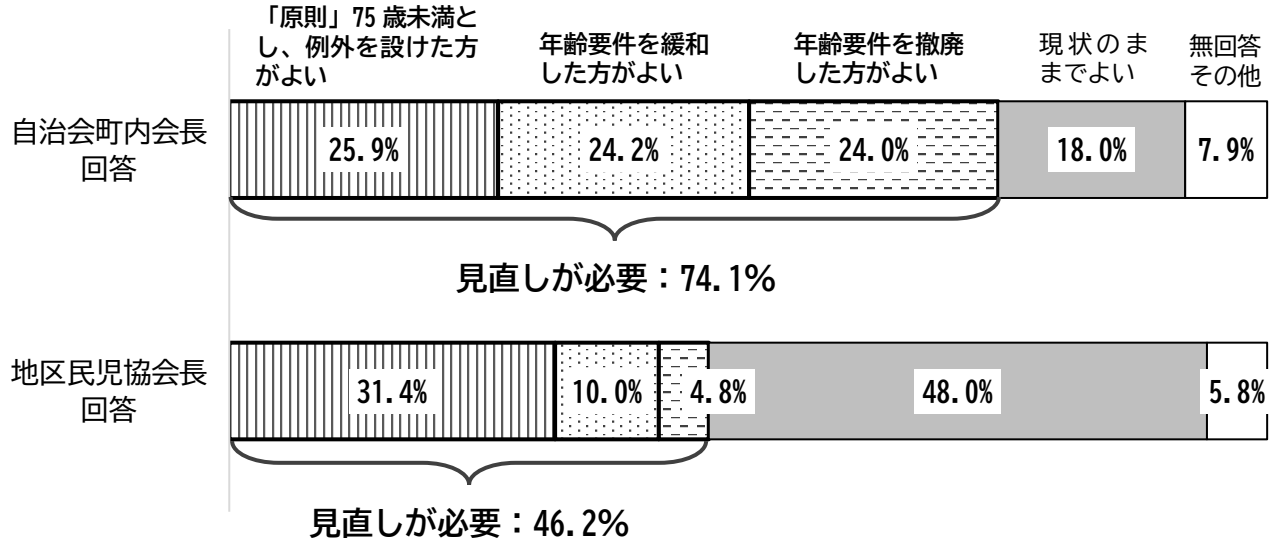

2　年齢要件の検討にあたっての考え方

（１）自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めていきます。

（２）単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えており、民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。

（３）推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

次頁あり

３　年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった**『「原則」75 歳未満とし、例外を設けた方がよい』**を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。 再任 75 歳未満	新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。 再任 **原則** 75 歳未満。**ただし、選出が困難な場合は１期（３年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）** 【条件】 下記３つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

４　今後のスケジュール（予定）

９月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12 月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。

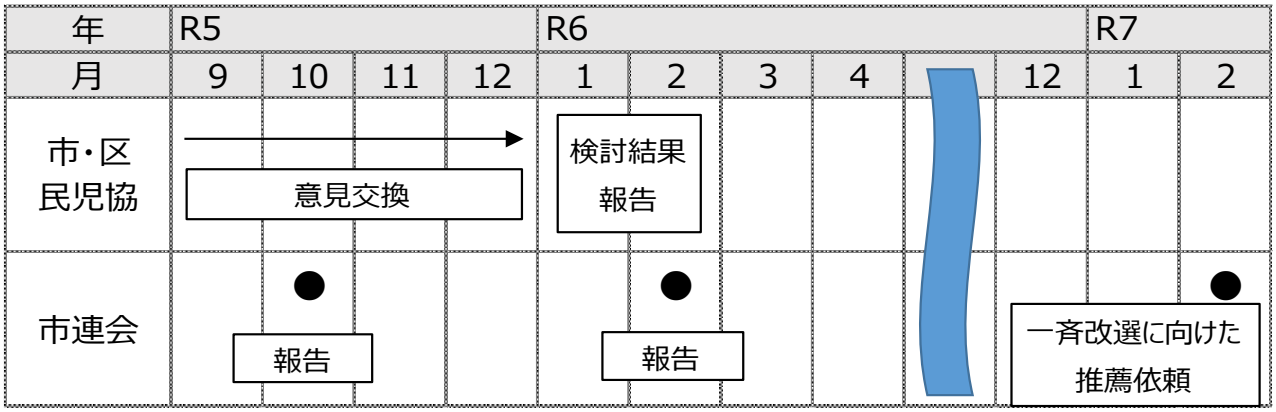

次頁あり

５　民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

（１）委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

（２）推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

（３）ターゲット・目的別広報の充実

毎年５月の「民生委員・児童委員の日　活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動 PR を実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

担　　当：健康福祉局地域支援課　村山
電　　話：045-671-4046
電子メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

令和５年度都筑区防災・減災講演会

阪神・淡路大震災の被災から未来につなぐ

入場無料
定員400名
（事前申込み制）
※応募者多数の場合抽選を行います

市内で30年以内に震度5強以上の地震が起きる可能性は約86%とも言われております。いつ起きてもおかしくない大震災を乗り越えるためには、過去の震災から学ぶことがとても重要です。阪神・淡路大震災で被災した経験から防災特別企画のテレビ番組やラジオなどにもご出演されている安田大サーカス団長 安田氏に経験談などをお話しいただきます。

日　時　**令和5年12月1日（金）**
午後6時30分～午後7時30分
（受付：午後6時00分から）

会　場　**都筑公会堂**
（都筑区総合庁舎内）

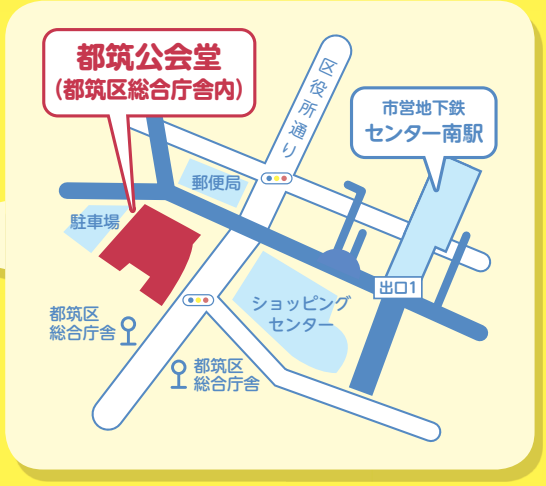

申込期間　令和5年10月20日（金）午前9時から
11月17日（金）午後5時まで

申込期限：11月17日（金）必着

申込方法　横浜市電子申請サービス（右記二次元コード）からご申請いただくか、①氏名　②住所　③連絡先　④手話通訳・一時保育（1歳児から未就学児）の要否をご記載いただき、Eメール、または郵送にてお申し込みください。
※落選された方には、11月24日（金）までに区役所から御連絡させていただきます。

都筑区防災・減災講演会　検索

講師

安田大サーカス・団長　**安田 氏**

プロフィール

2004年　第25回ABCお笑い新人グランプリ　審査員特別賞受賞
2006年　第41回上方漫才大賞　奨励賞受賞

YouTube「チャンネル団長安田」毎週金曜19時　自転車ネタを中心に配信中!!
出演したTV番組の景品でロードバイクを貰ったのがきっかけで、ロードバイクレース・トライアスロンレースへの参加、フルマラソン・アイアンマンレース完走など、お笑い芸人を超えた活動を行う。また、最近では役者としても活躍し、ドラマ・映画など仕事の幅を年々広げている。

お申込み・お問合せ先　**都筑区役所総務課**
〒224-0032　都筑区茅ケ崎中央32-1
TEL：045-948-2212　FAX：045-948-2208
E-mail：tz-bousai@city.yokohama.jp

令和5年 10月

第27号

民児協だより

都筑の和

（題字）第2代会長　関 久子

都筑区民生委員
児童委員協議会

発行責任者
会長　小林 達夫
都筑区茅ケ崎中央32-1
☎045-948-2341

都筑区の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

都筑区では、10の地区民生委員児童委員協議会に分かれて、民生委員・児童委員がそれぞれの担当地区で活動しています。ご高齢の方から乳幼児まで、多くの方の生活のご支援を行っており、また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

担当区域

地域の対象者

- 高齢者のいる世帯
- 障害者のいる世帯
- 生活に困窮している世帯
- 子どものいる世帯
- 妊産婦のいる世帯
- 母子、父子世帯
- その他の世帯

世帯状況把握
- 虐待の早期発見、予防
- 世帯の抱える問題の把握（DV、いじめ、不登校など）

情報提供
- 世帯が必要としているサービスについて情報提供

相談・援助
- 各種相談　・見守り支援
- 福祉サービス利用支援（在宅福祉、生活費、子育て支援など）

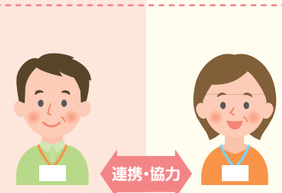

地域担当民生委員・児童委員　連携・協力　主任児童委員

民生委員・児童委員　連携・協力

関係機関
- 市町村
- 福祉事務所
- 社会福祉協議会
- 児童相談所
- 保健所
- 教育委員会
- 学校
- 保育所
- 児童館
- 医療機関

など

私たちは地域のつなぎ役です！

地域での身近な相談役、区役所やケアプラザなどの相談機関へのつなぎ役として、174名の民生委員・児童委員が、都筑区内で活動しています。昨年12月の一斉改選を経て、新しい体制がスタートしました。様々な活動を通じて、お住いの皆様と協力し、「つながり」や「安心」を実感できる町を目指しています。

例えばこんな活動をしています

横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

こんにちは！

都筑区の主任児童委員です

令和4年12月に一斉改選が行われ新体制での活動がスタートしました。
私たち主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。
相談内容に応じて、その地域を担当する民生委員・児童委員や行政機関、学校、児童相談所などと連携し、地域の身近な相談相手として子どもや子育てに関する支援活動を行っています。

地域の子育て応援団！

こんな活動をしています！

子育てサロン

親子で一緒に遊んだり、保護者同士の情報交換、育児相談ができる交流の場です。

外あそび

同じ地域に住んでいる親子が保育園の園庭や公園で一緒に遊びます。
しゃぼん玉や水遊び等、地域ごとにイベントも企画しています。

情報交換会

担当地区ごとにわかれて、スクールソーシャルワーカー・保健師等の専門職や、学校・関係施設と情報交換をします。

区民まつり

都筑区民まつりに出店し、児童虐待防止をPRしています。

都筑区民生委員児童委員協議会　広報委員会

委員長　齋藤 隆夫（都田）
對馬 千香子（東山田）・小泉 千津子（山田）・渡辺 リエ（山田）・太田 由美子（中川）・中丸 友子（中川）・内山 あおい（勝田茅ケ崎）・角田 恵美子（勝田団地）・相原 祐美子（都田）・政次 武則（池辺）・坂本 和生（佐江戸・加賀原）・髙橋 輝保（川和）・野本 徹夫（都筑荏田）

民生委員・
児童委員は

新しい生活様式に合わせて、活動を再開しています！

川和地区

コロナ禍での活動は、入場前の健康チェックを実施。体温測定と手指消毒、マスクの着用をお願いしました。

ひとり ひとり
しっかりチェック！

リハビリ教室

高齢者の身体機能維持と介護予防を目的として、リハビリを兼ねたイベントを組み合わせた企画を行っている会です。

折り紙

歩いて健康維持

お楽しみ会

一人暮らしの高齢者が対象の、イベントを楽しみながらお互いのコミュニケーションを深める会です。

楽しむ参加者

腹話術観覧

あいテラス

高齢者の引きこもり防止と見守り支援を目的とした、気軽に楽しんで参加できるイベントです。

折り紙

頭の体操

都筑荏田地区

当地区で取組んでいる、障がい者支援活動の「ぽこぺん」をご紹介します。
「発達障がいってなんだろう?」から生まれた『ぽこぺん』。発達障がいについて知りたい、子育てで抱えている不安を話したい、そんな思いを持った方のための居場所です。
原則、毎月第一金曜日に開催しています。

いろいろ話していると
こころが落ちつきます。

気軽に
参加できます！

悩みがあってもなくても、困っていてもいなくても、何に悩んで何に困っているのかもわからなくても…でもみんなに話を聞いてもらいたい、みんなの話を聞いてみたい、そんな場所です。

お子さんも
ご一緒にどうぞ

集まったひとたちが、話すこと・聞くことで気持ちが楽になる・気づきが生まれる・子どもたちへの理解が深まる
そんな親の会になればいいなと思っています。

都筑のNPO法人情報誌

tsuzuki アンカー ANCHOR

Vol.8

都筑区では、様々なNPO法人が専門分野やテーマに
錨(いかり)「ANCHOR⚓」を下ろし、地域課題に取り組んでいます。
各団体の活動の中での工夫やアイデア、自治会町内会等と
協力している事例も含め、その魅力的な取組をご紹介します。

スペースシップ2009：月2回フラダンスのレッスンを楽しむみなさん

掲載団体：スペースシップ2009 ／ 高次脳機能障害友の会ナナ ／ アスタPC

発行：令和5年10月
都筑区役所 地域振興課 地域力推進担当　〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1
TEL：045-948-2474　FAX：045-948-2239　E-mail：tz-chiikiryoku@city.yokohama.jp

NPO法人 スペースシップ2009

拠点所在地
ふれあいの丘連合

まちづくり　芸術

心も身体もバリアフリー
みんなでとことん楽しもう!!

神奈川県立みどり養護学校（現在はみどり支援学校）の在学中から活動していた「みどりエアシップ」が、卒業生中心の枠を超えて、地域活動へと展開しようと障害のある人もない人も一緒に余暇を楽しむグループとして「スペースシップ2009」を創設しました。ひとりでは外出の難しい人、その援助をする人たちなどいろいろな立場の人が参加しています。フラダンス、ヒップホップダンスやマイクロバスを使ったハイキングなどを楽しみながら活動することにより、バリアフリーで健康な地域社会づくりを目指しています。

バスで年に10回ほどハイキングを行っています

ボランティアの
バスドライバーさんを
募集しています!

バスは貸し出しもしており、町内会や車椅子テニス団体などで旅行や大会にも使われています

月3回 開催

ヒップホップダンス　リズミカルな音楽でダンスも軽快に!

毎年12月 開催

会場を借りてバリアフリーXmasダンスパーティーを行います

メッセージ

ダンスやバスでのハイキングのほか、手芸クラブも始めました!周りに気兼ねなく楽しめて気分転換や情報交換にも役立ちますよ。ボランティアに興味があるけれど少し心配、そんな方もまずは一緒に楽しみませんか。

法人情報

設立年月	平成26年12月	代表者	田中 由紀子
主な活動場所	都筑区		
拠点所在地	都筑区富士見が丘22-20		
TEL	045-482-5249		
E-mail	spaceship2009.npo@gmail.com		

SDGs

3 すべての人に健康と福祉を
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう

特定非営利活動法人

高次脳機能障害友の会ナナ

拠点所在地 都田 連合

福祉　雇用支援

「知る・気付く」から「未来を育む」

作業療法士等の専門職が、高次脳機能障害に特化した地域活動支援センター「クラブハウスすてっぷなな」を運営し、退院後の自分らしい生活への復帰、就職や復学など、次のステップへの支援を行っています。高次脳機能障害は、人生の途中である日突然、事故や病気等で脳が損傷され生じるため、自らの障害を知り、受け入れる過程がとても大切です。一人ひとりが自分の得意なことや苦手なことに気づき、うまく対応できる方法を一緒に考え、取り組む場となっています。また、地域でのボランティア活動や、講演・研修の講師を務めるなど高次脳機能障害への理解者を増やすための取組を行っています。

毎日のミーティング

毎日のミーティングは利用者自身が運営し、各自でその日の作業目標を設定します

無添加、グルテンフリーなど素材にこだわった
犬用クッキーを製造・販売しています
予約販売のため、まずはお電話ください

大学等からの依頼を受け、障害について
自身の体験談を学生に伝えています

清掃やお祭りなど、地域の方々と一緒に
活動することで、経験の幅を広げていきます

補聴器パーツの封入作業をしています

メッセージ

様々な仕事の経験を積んでもらうためにも、企業様からいただいた仕事では納品も利用者と一緒に伺っています。
DM封入、組み立て、事務作業など簡易な作業から難しいものまで、お気軽にお問い合わせください。

法人情報

設立年月	平成15年5月	代表者	外﨑 信子
主な活動場所	都筑区仲町台		
拠点所在地	都筑区仲町台 5丁目2-25 ハスミドミトリー 003号		
TEL	045-949-1765		
E-mail	info@stepnana.org		
ホームページ	https://stepnana.org/		

ホームページ

SDGs

特定非営利活動法人 アスタPC

拠点所在地
勝田茅ケ崎
地区連合

福祉　人権

作業を通じて交流とステップアップ

「自分が誇れる、満足する製品を作る」を合言葉にメンバーが得意な作業に取り組んでいます。自治体、学校、企業からのご依頼に応じDM・書類等の印刷、封入、発送まで一連の業務を行えるのが強みで、大量発送の受注実績もあります。自主製品にも力を入れ、エコバッグなどの布製品、折り鶴を使ったしおりや季節感のあるポストカード等の製作・販売も行っています。メンバーそれぞれが目標・目的をもって通い作業する中で、スタッフの支援を受けながら成長し社会を広げる訓練の場として活動しています。

自主製品は作業所でも販売しています

封入・発送作業は一つひとつ丁寧に行います

ピンクッション

シュシュ

しおり

布製品は寄付でいただいた生地を利用し製作しています
ピンクッションは人気でまとめて購入する方もいます

しおりは手先の器用なメンバーが
千代紙で鶴を折り、台紙に貼り付けます

メッセージ

自治会町内会や団体の冊子、ポスター、チラシ、はがき印刷なども承ります。見学も随時受け付けておりますので、お気軽にお越しください。お待ちしております。

法人情報

設立年月	平成22年2月	代表者	坂田 信子
主な活動場所	都筑区		
拠点所在地	都筑区茅ケ崎東5丁目1-1		
TEL	045-948-5963		
E-mail	info@asuta.jp		
ホームページ	http://www.asuta.jp/		

ホームページ

SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）…「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。 ※各目標に該当するSDGsのアイコンを表記しました。

都筑区青少年指導員連絡協議会 広報誌 Vol.44

令和５年10月発行　第44号
発行：都筑区青少年指導員連絡協議会
編集：都筑区青少年指導員連絡協議会広報部会
事務局：都筑区役所地域振興課都筑区茅ケ崎中央32-1
TEL 045-948-2238

都筑青指だより

げんき！ゆうき！つづき！

都筑区では、現在108名が青少年指導員として活動しています。「青指（せいし）」は、青少年指導員を略した呼び方です。私たち青少年指導員は、地域での取組を通じて、青少年の健全育成、居場所づくり、社会環境の健全化に取り組んでいます。

つづきユースフェスティバル

詳細はこちら！

鑑賞無料 入退場自由

つづきユースフェスティバルは、都筑区内の中・高校生による吹奏楽の演奏や、ダンス・ジャグリングの披露を通じた青少年の自己表現機会の場の創出を目的としたイベントです。ぜひ都筑の中高生の輝く姿をお楽しみください。

開催日　令和5年**11月23日（木・祝）10時～15時45分**（入場開始9時30分）

※時間は変更となる場合があります。

場 所　都筑公会堂（都筑区茅ケ崎中央32-1）

その他イベント　全市統一行動キャンペーンイラスト展示及び表彰式
【展示期間】令和5年11月18日（土）正午～11月23日（木・祝）16時
【展示場所】都筑区民ホール（都筑区総合庁舎1階）

展示イラストの一例

都筑区青少年指導員連絡協議会
イメージキャラクター「つづきキズナ」

出演校タイムテーブル

※時間は変更となる場合があります。

❶東山田中学校吹奏楽部（10:15～）

❷中川西中学校吹奏楽部（10:40～）

❸荏田南中学校吹奏楽部（11:05～）

❹川和中学校吹奏楽部（11:30～）

❺中川中学校吹奏楽部（11:55～）

❻都田中学校吹奏楽部（12:20～）

❼茅ケ崎中学校吹奏楽部（12:45～）

❽サレジオ学院中学校・高等学校ジャグリング部（14:05～）

❾茅ケ崎中学校ダンス部（14:30～）

❿中央大学附属横浜中学校・高等学校ダンス部（14:55～）

⓫川和高等学校ダンス部（15:20～）

裏面も見てね！

毎年7～8月は

はぁと de ボランティア

都筑区では、夏休み期間を利用した小学校5･6年生及び中高生向けボランティア体験事業として、つづきMYプラザと共に「はぁとdeボランティア」を実施しています。今年も多くの青少年指導員が、オリエンテーションや各受け入れ先でスタッフとして活動しました。

はぁとdeボランティアの流れ

STEP 1　オリエンテーション

ボランティア体験に行く前の心の準備と、注意事項の確認等を行います。期待と不安の入り混じった子どもたちの顔が印象的でした。

STEP 2　ボランティア体験

各受け入れ先でボランティアを体験します。今年は計79個のプログラムを区内の施設や団体、ボランティアグループの方にご用意いただきました。

STEP 3　振り返りと修了証授与

ボランティアをして気づいたこと、感じたことをグループに分かれて話し合います。最後に修了証を子どもたちに授与し、今年も無事に終えることができました。

青少年指導員の感想

- 都筑民家園での活動の現場に立ち会い、ボランティアを楽しむ姿を目の前で実感することができました。
- ボランティア事業に参加した子どもたちは意気揚々と会場入りし、その真剣な眼差しと取組む姿勢は未来に大きな華と勇気を持たせて下さいました。
- 小学生はまだあどけなく、ちゃんとお話しできるのか心配でしたが、私たちが同じ目線で支えてあげることで明るく溶け込んでいて微笑ましかった。また、中高生は皆元気で積極的に発言し、ボランティアに対する強い思いを感じました。しっかりした子どもたちが多く、都筑区の将来が楽しみです。
- グループで一緒だった子どもたち全員から「楽しかった。次回も参加したい」との発言があり、私自身も元気をもらいました。
- 中には不安げで雰囲気になじめない子もいました。青少年指導員として寄り添い、発言を引き出すサポートをすることを心掛けました。
- ボランティアの中学生3名は、事前に動画で確認するなど準備をして、参加者の前に立って元気にラジオ体操を見せてくれた。カードのハンコ押しや、体操後の参加者への飴配りも行い、会場を盛り上げてくれた。来年のボランティア参加もぜひお願いしたい。

参加した子どもたちの感想

- 緊張したけれど楽しかった。
- 早起きが大変だったが気持ちよかった。
- 地域の方との交流が増えてよかった。
- ボランティアも地域の人や子どもと協力して進めることが大切だと感じた。来年もはぁとdeボランティアに参加したい。

区連会10月定例会説明資料
令和5年10月20日
にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

横浜国際プール利活用検討に伴うサウンディング調査結果について

横浜国際プールの利活用検討にあたり、２回目のサウンディング調査を実施しました。

１　趣旨

中期計画に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に寄与する施設にするために、これまでの検討結果を踏まえ、

・メインアリーナを中心とした施設のあり方について
・緑地部分も含めた敷地全体の活用について
・最寄り駅である北山田駅周辺との関係性について

といった観点から、幅広い意見を求めるため、サウンディング調査を実施しました。

２　実施概要

(1) 申込期間

令和５年７月 28 日（金）から令和５年８月 21 日（月）まで

(2) 現地見学会・事前説明会

ア　日時

令和５年８月９日（水）14 時から 16 時まで

イ　参加者

５者

(3) 対話

ア　実施期間

令和５年８月 22 日（火）から令和５年９月 13 日（水）まで

イ　参加者

８者

３　今後の予定

12月　　基本計画（案）の策定作業
１月　　基本計画（案）市民意見募集
３月　　基本計画確定

４　結果概要

別紙のとおり

別　　紙

■　結果概要

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">主な提案概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">メインアリーナの床転換有無の方向性及び施設の魅力向上につながる運営やサービスの提案</td><td>床転換なしの通年スポーツフロア化（３者）</td><td>・床転換に要していた約２か月間分を利用日として拡大することができるため、利用機会の拡大が見込めるほか、収入増が期待できる
・床転換に要していた費用、プール稼働に伴う光熱水費、プール関連設備費用等の維持管理費の削減が可能
・プロスポーツのレギュレーションに対応した改修を行うことで、様々なプロスポーツの興行利用による安定的な稼働及び、街のにぎわい創出が期待できる
・参加型のスポーツイベントやMICE、研修会、騒音に配慮した興行の実施が期待できる
・団体への貸出について、全面だけでなく区画ごとに貸し出すことで、予約が集中する時間帯における市民のニーズに応えることが可能
・バリアフリー化を進めることで、誰もがスポーツを楽しめる施設とするほか、多様なスポーツ種目に合わせた規格を用意し、市民のスポーツニーズに合わせたサービス提供が可能
・横浜ビー・コルセアーズのホームとして、バスケの聖地としてのイメージを創出し、魅力向上につながる</td></tr>
<tr><td>床転換なしの通年スポーツフロア化もしくは通年プール化（１者）</td><td>・床転換にかかる年間約２か月の休館期間中は利用料金収入なし。一方で各設備機器の維持管理やオープンに向けての各設備機器設定の変更等維持管理に伴う人件費や点検費は発生
・用途が統一される場合、改修のタイミングで設備機器を集約化することで、点検や修繕及び水光熱費の低減に繋がる
・いずれかに一本化する場合、光熱水費や維持管理費の面からスポーツフロア化の方がより望ましい</td></tr>
<tr><td>床転換を継続（１者）</td><td>・現時点で具体的な費用削減策はなく、引続き模索
・床転換によりプール、アリーナ双方の利用を継続することで、大型プール施設特有の季節による収益増減というマイナス面をカバー
・プールの冬場の稼働率を考えると、常時50mプール２面は費用対効果が悪い</td></tr>
<tr><td>サブプールの改修及び施設の魅力向上につながる運営やサービスの提案</td><td colspan="2">・観客席の増設及び諸室等の改修により、現在サブプールで行われている大会の規模拡大が図れる
・換気部分の改修、老朽化の目立つ更衣室ロッカーの更新により、快適な利用環境を提供
・プールサイドのノンスリップ化対策
・観覧席の増席及び一部床面改修、バリアフリー化推進</td></tr>
<tr><td>敷地全体に対する提案</td><td colspan="2">・子どもたちが楽しむことのできる大型遊具等の設置（３者）
・施設の独特の形状を活かした施設のシンボルとなるような特徴的かつ個性的な遊具等の設置
・『地域における子育て支援の場や機会の充実』としての大型遊具の設置
・市内のみならず市外からの集客と交流がもてるシンボルランドマークとしての遊具の設置
・斜面を活かしたオンリーワンの遊具の設置
・アスレチック等の設置
・喫茶、飲食ができるスペースとして、カフェ・レストランの設置（３者）
・円形広場、芝生広場等を活用したスポーツ等のイベント実施
・屋外へのバスケットボールコートの設置
・イベント時を中心に屋外へのキッチンカーの誘致（２者）
・混雑時の交通整理のため駐車場の事前予約制やダイナミックプライシング</td></tr>
</table>

（裏面あり）

最寄り駅である北山田駅を含めた周辺エリアに関する提案	・北山田自治会町内会、北山田商業振興会、センター北商業振興会や近隣の商業施設・マンション等と連携したイベントの実施 ・二次交通としてのカーシェア活用の推進 ・EV 充電設備の設置等、近隣住民への交通インフラの提供 ・周辺公園施設との連携・連動性が本施設の認知度・稼働率の向上にも寄与 ・気軽に子育て世代が立ち寄れ、利用しやすいように施設全体の改修を行うとともに、地域と連携した事業を計画することで、街のにぎわい、活性化を進めることが可能 ・近隣エリアの駅周辺駐車場を活用したパーク＆バスライド
事業手法	・ＰＦＩのＲＯ方式（１者） ・設計・施工・運営一括型（ＤＢＯ）方式、もしくは、ＰＦＩのＲＯ方式（１者） ・従来発注、ＰＦＩいずれでも可（１者） ・運営維持管理の方向性、整備内容が定まった後、公民連携手法に準じたＤＢ方式での発注（１者）
その他	・メインアリーナの床化や大型映像装置の設置に加え、観客収容人数を大幅に向上させる改修を行うことで、今後の地域のにぎわい創出にも大きく寄与することができる

区連会10月定例会説明資料
令　和５　年　10月　20　日
都　筑　消　防　署

自治会・町内会会長様

都 筑 消 防 署 長

「住宅用火災警報器の一斉点検」の実施について（御依頼）

秋冷の候 日頃から地域防災に格別の御協力と御理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、住宅用火災警報器は、設置の義務化がされてから10年以上が経過しております。火災を早期に発見するには、住宅用火災警報器は大変重要な機器であり、定期的な点検が必要となります。

都筑消防署では、秋の火災予防運動期間に合わせまして、各御家庭に設置してあります住宅用火災警報器の点検をお願いするとともに、二次元コードによる点検結果のアンケートについて御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

１　点検実施期間及びアンケート回答期間
令和５年10 月31日（火）から令和５年11月30日（木）まで

２　実施方法
※別紙参照

３ その他
(1) テストボタンを押し点検する際は、高いイス等に上がらず、長傘や棒を使用するなど、ケガ等ないようお願いいたします。
(2) 点検の結果、異常があった場合は、電池や機器本体を量販店等でご購入いただき、速やかに交換等をお願いいたします。
(3) 疑義等につきましては、下記担当までお願いいたします。

都筑消防署 総務・予防課
電話/FAX：045-945-0119
担当：田中、星野

別紙

～点検実施例として～

※自治会・町内会等で一斉点検を行う場合

①点検日を各町内会の話し合いで決定します。

②自治会・町内会に広く周知を行う。

③点検日に各御家庭において点検を実施します。

④作動状況の結果を確認します。

⑤点検後、別紙資料又は、都筑消防署ホームページに掲載しております、二次元コードをお使いになり実施結果を回答する。

※各御家庭で行う場合

①点検日を各御家庭で相談し決定します。

②点検日に各御家庭で点検を実施します。

③作動状況の結果を確認します。

④点検後、別紙資料又は都筑消防署ホームページに掲載しております、二次元コードをお使いになり実施結果を回答する。

※注意点

- 高所での点検は避けていただき、長い棒や傘などを活用し、ケガ等には十分に注意してください。
- 点検で異常があった場合は、電池や機器本体を量販店等でご購入いただき、速やかに交換をお願いします。
- 点検実施について疑義等ありましたら都筑消防署までご連絡ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の皆様へ

点検日時：令和５年　月　日（　）　　時　～　時まで

～点検方法～

住宅用火災警報器本体のテストボタンや点検ひもを引っ張り、ブザーや音声を確認します。無音は電池切れもしくは故障です！！

★点検は高所での作業となり、転倒や転落の危険があります。安定した足場を確保し作業にあたるとともに、状況によっては、長傘や棒でテストボタンを押すなど安全に注意し、点検を行いましょう。
★点検で異常があった場合は、電池や機器本体を量販店等でご購入いただき、速やかに交換をお願いします。

※アンケートに御協力お願いします。

担当：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話＆FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Ｅメール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身近な環境と、海の生き物たちのために

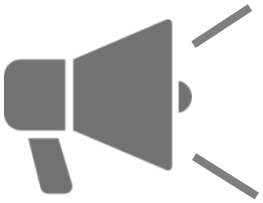

ごみの散乱防止に３つの取組！

プラスチック類の河川への流出防止

カラス等による散乱防止

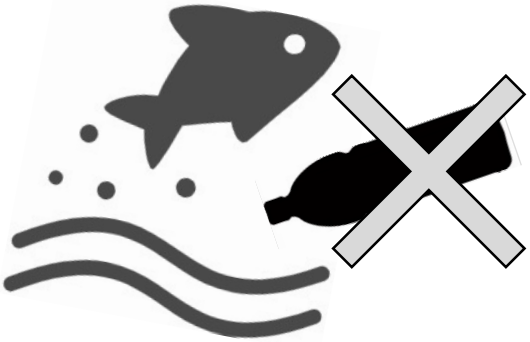

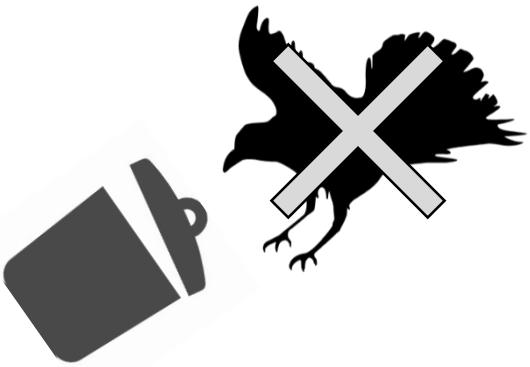

1 ネット等を使用する

・**プラスチック製容器包装**の収集日もネット等をかけましょう
・ネットの縁に**重しなどを置く**ことも効果的です

2 生ごみはごみ袋の中心に

生ごみは水切りをして、**ごみ袋の中心に入れ、**目立たないようにしましょう

3 収集日を守る

収集当日の朝８時までに出しましょう

資源循環局　都筑事務所（電話:045-941-7914）

区連会 10 月定例会説明資料
令 和 5 年　10 月　20 日
都 筑 区 地 域 振 興 課

都筑区民活動センター『プログラムバンク』の紹介について

1　プログラムバンクとは

都筑区民活動センター（以下、「センター」という）では、市民の自主的な学習活動を促進し、市民活動の新たな担い手を発掘・育成するとともに、様々な主体の協働、連携を生み出すことで市民活動を支援しています。

その取組の一環として、特技や技能を地域に活かしたい方が「プログラムバンク」に登録しています。プログラムバンク登録者には、音楽演奏、パラスポーツ体験、健康体操など、多様なジャンルの方がいらっしゃいます。

自治会・町内会における講座講師やイベントなどの出演者としてなど、様々なケースで依頼が可能です。ご希望の場合は、都筑区庁舎１階のセンターまでぜひご連絡ください。

※ＷＥＢページでもご案内しております。右のＱＲコード、若しくは「都筑区民活動センター　プログラムバンク」で検索ください。

2 依頼手順

別添資料１をご確認ください。

3　プログラムバンク人材一覧

別添資料２をご覧ください。

※詳しい活動内容について記載されている資料はセンター内にございます。

4　プログラムバンク登録者派遣にかかる注意事項

謝金は、１回１人 2,000 円を上限としております。材料費等は、依頼者と登録者間の話し合いで決定してください。なお、別添資料に活動人数と材料費の有無についてありますので、ご確認ください。

5　プログラムバンク活用例

・スポーツ関係のお祭りで、パラスポーツの基本的な説明や、体験会を実施。
・子ども会でマジックショーを披露
・地域のお祭りで音楽演奏
・親子にバルーンの作り方を教える教室
・高齢者向けのリズムに合わせた健康体操教室
・かんたん絵手紙の講座

裏面あり

６ プログラムバンク登録者紹介シート閲覧場所

プログラムの詳しい内容や、写真をご覧になりたい場合は、都筑区役所１階「都筑区民活動センター」にて閲覧できます。また、相談員へのご相談でしたら、電話やメールでも対応しておりますのでぜひご連絡ください。

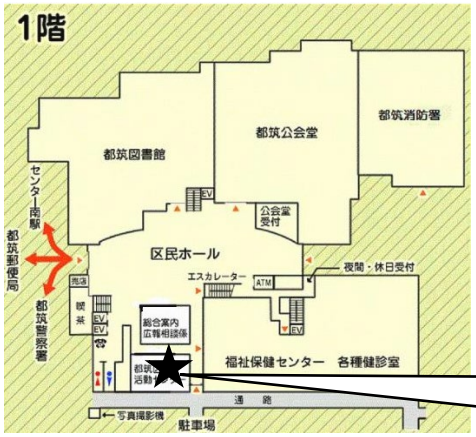

＜都筑区民活動センターお問合せ先＞
電話：948-2237
Email：tz-katsudo@city.yokohama.jp
（月～土９:00～17:00、日曜、祝日、毎月第３月曜日、年末年始休館）

駐車場横通路から入って最初の角を左に曲がると窓口がございます。

担当：都筑区地域振興課　北川、松田　電話：948-2236、FAX：948-2239

別添資料１

プログラムバンク依頼の手順とポイント

イベントの開催日時・テーマ・内容・対象・人数・謝金などの条件が決まったら、ご相談ください。
プログラムバンクの登録制度を利用して講師を探すお手伝いをします。

イベント開始日の３か月前までにご相談ください。
１か月を切ると、お受けできない場合があります。

相談

①　区民センターの「プログラムバンク」のなかから候補者を選び、センター窓口へ「活動依頼書」を提出してください。
一覧表や活動紹介シートを参考に探しましょう！

↓

②　相談員から、依頼者に日程や条件を提示して、活動を打診する。
３～４日かかる場合があります。

YES

NO
（日程・謝金が合わないなど）

第二候補へ打診 → ②へ戻る

①へ戻る

事前調整

③　相談員から活動者の連絡先を提供するため、事前調整をしてください。
謝金、当日の内容、会場の設備、使用機材、準備品ほか詳細についてお互いの条件を話し合って確認をします。希望のある場合のみ、センター側が立ち会って打合せをします。その場合には、三者で区民活動センターのミーティングコーナーで行います。

↓

イベント実施

↓

「報告書」提出

イベント終了後、２～３週間以内に提出してください。

（様式4）　　提出日　　年　　月　　日

都筑区プログラムバンク派遣依頼書

依頼団体	
団体名	（ID番号　　）
担当者名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

派遣を希望するプログラムバンク登録者	
第1希望	
第2希望	

依頼内容			
事業名・講座名			
希望日・時間	西暦　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分 ※この書式にあてはまらない場合は備考欄に記入して下さい。		
場所			
対象・人数		人	
交通費相当分の支給	□あり　（ 2,000円を上限　／　　円 ） □なし		
駐車場	あり　・　なし		
参加費	円		
要件	宗教、政治、営利活動を目的とした内容ではない	はい	いいえ
	公序良俗に反した内容ではない	はい	いいえ
内容			
備考			

提出先　　都筑区民活動センター　　電話045－948－2237
FAX 045－943－1349

（様式5）

利用者用

提出日　西暦　　年　　月　　日

都筑区プログラムバンク利用報告書

依頼団体	
団体・グループ名等	
担当者名	
電話番号	

依頼したプログラムバンク登録者	
登録者名	
分類	

依頼（活動）内容	
事業名・講座名	
依頼（活動）内容	
活動日・時間	西暦　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分 西暦　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分 西暦　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分 ※この書式にあてはまらない場合（期間など）は、備考欄に記入してください。
場所	
交通費相当分の支給	□あり　（ 2,000円を上限　／　　円 ） □なし
プログラムバンク利用についてのご感想ご意見ご要望など	
備考	

提出先　都筑区民活動センター　　電話045－948－2237
FAX 045－943－1349

都筑区民活動センター　プログラムバンク登録者一覧　　2023年10月現在

別添資料２

【 音 楽 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数※	材料費
1	B070050	乾　賢一	楽器演奏(ギター)、ギター指導	指導	披露		①ギター演奏 ②クラシックギターの指導	1名	不要
2	B080002	アレグロ・モデラート	トーンチャイム指導、演奏	指導	披露	(その他) リトミック	①「音楽を楽しもう」（トーンチャイムといろいろな楽器）	5～10名	不要
3	B110015	矢野　龍次	楽器演奏(ギターデュオ)	披露			①ギターで奏でる懐かしのメロディー	2名	要
4	B140012	Los sariris	楽器演奏(民族楽器など)	披露			①フォルクローレ演奏	3～5名	不要
5	B 150013	ブルーグリーンアンサンブル (BGE)	楽器演奏 (電子ピアノ、フルート、ギター、ハーモニカ、等)	披露			①演奏の披露（相談によりクイズなども）	3～4名	不要
6	B160009	桜草	楽器演奏(フルート)	披露			①フルート演奏の披露	1名	要
7	B170009	ジャスミンの会	楽器演奏(ハーモニカ)	披露			①（一緒に歌おう）なつかしの唱歌・童謡・昭和歌謡	5~9名	不要
8	B190001	三上　敬一	ウクレレの指導	指導			①ウクレレの基礎練習（初心者向け） ハワイアンやポップス演奏 ②ウクレレの基礎練習 各種コードとストローク練習、現代ハワイアン（コンテンポラリー）演奏	①2名 ②1名	内容によっては必要
9	B190009	都筑区三曲協会	楽器演奏(箏・三味線・尺八)	披露	指導		①箏・三味線・尺八の演奏 ②箏演奏及び体験	①1～8名 ②5～8名	不要
10	B190016	尾山　健一	楽器演奏(トロンボーン)	披露			①トロンボーンアンサンブルによる演奏 ②金管五重奏による演奏	①1~10名 ②5名	不要
11	B200004	安藤　由花	楽器演奏(琴)	指導	披露		①お琴ミニコンサート（フルートとのコラボもあり） ②お琴体験講座	①1～5名 ②1～2名	内容によっては必要
12	B210002	小棚木　恵美子	楽器演奏(オカリナ)	指導	披露		①はじめてのオカリナ ②癒しのオカリナコンサート	1名～2名	内容によっては必要

【 音 楽 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数	材料費
13	B210004	トロピカルサウンズ	楽器演奏(スチールギター)	披露			①スチールギターの演奏（歌謡曲、ハワイアン、ポピュラーなど）	1名	不要
14	B220014	PEACE BELL	楽器演奏(ミュージックベル)	披露			①Babyといっしょにベルを楽しもう ②ミュージックベル・ミニコンサート	3名	不要
15	B230005	安田 倫	楽器演奏(ハーモニカ)	披露	指導		①ハーモニカ演奏 ②ハーモニカ指導（初心者向け）	①1～5名 ②1名	不要
16	230009	COMODO BRASS BAND	楽器演奏(吹奏楽)	披露			①高齢者向け演奏披露（カラオケ演奏は応相談） ②多世代向け演奏披露	5～10名	不要

【 歌 唱 】

1	B070049	加藤 美砂子	歌唱指導	指導			①親子で音楽や絵本を楽しみお友達を作ろう！(親子向け) ②楽しく歌いましょう！(大人向け)	1名	要
2	230010	廣田 義幸	歌唱指導	指導			①季節の歌レクリエーション ②ひびけぼくらのうたごえ	1名	不要

【 エンタ-テイメント 】

1	B070032	マジックアップル	マジック	披露			①手品（マジック）実演	1名～	要
2	B080013	伊藤 誠一	マジック	披露			①マジック披露（相談により、観客参加型もあり）	1～5名	不要
3	B210003	MIYOKO'S TAP DANCE COMPANY (皆川 ミヨコ)	タップダンス	披露			①タップダンス披露	1～20名	不要
4	B160013	なにわ古町	歌とダンス	披露			①歌とダンスのハッピーエンタ-テイメント	3～4名	要
5	B140010	杉本 シュウコ	イベント司会	その他		司会	①イベントやお祭りの司会進行	1名	不要

【 健 康 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数	材料費
1	B070069	河野　富美	気功、アロマセラピー	指導			初めての気香レッスン～大自然の気と植物の香りでワンダフルライフを～ ①気香と気功、アロマセラピー体験と気功体験 ②気香と気功、アロマグッズ作成と気功体験	1名	要
2	B110021	矢内　和子	エクササイズ、セルフマッサージ	指導			①セルフ骨盤矯正エクササイズ ②経絡リンパセルフマッサージ	1名	不要
3	B190006	清水　美弥子	ダンス、ストレッチ	指導			①親子ダンス ②大人ストレッチ	1～2名	不要
4	B210003	MIYOKO'S TAP DANCE COMPANY(皆川　ミヨコ)	タップダンス	指導			①高齢者対象「椅子タップ」	1～2名	不要
5	B190014	本多　美奈子	ブレストケアエクササイズ、コンディショニング	指導			①ピンクリボン「ブレストケア　エクササイズ」 ②距骨調整コンディショニング	1名	不要
6	B190018	敦賀　絵美	リフレクソロジー・足もみ	指導			①お母さんのための簡単リフレクソロジー ②誰でもできる簡単足もみ講座 ③親子でカンタン足もみ講座	1名	要
7	B220016	高橋　宏美	足育	指導			①０歳からの足育 ②小学生の足育講座	1名	不要
8	B210001	市川　麻衣子	ヨガ	指導			①ご希望に応じた目的、年代、運動量のヨガ講座 （赤ちゃん連れヨガも対応） ②マタニティヨガ講座	1名	不要
9	B210009	河口　くみ	ヨガ	指導			①助産師が教える骨盤ととのえヨガ	1名	不要
10	B220012	今川貞治	体操、認知症予防	指導		セミナー	①健幸アップ体操教室 ②認知症予防セミナー	2～3名	不要
11	B180008	川口　整	認知症予防	指導	その他	講演、セミナー	①家族の介護体験から見っけ！認知症予防法	1名	不要
12	B230002	高村　昌宏	認知症予防	指導			①楽しく脳トレ	2名	不要

【 スポーツ 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数	材料費
1	B220010	養浩館道場	剣道の演舞	披露			剣道の礼法・所作・基本技の演舞 ①日本剣道形 ②木刀による剣道基本技稽古法	6～14名	不要
2	B230003	池上　利幸	モルック	指導			①モルックの指導（モルックの説明、ゲーム）	1～5名	不要
3	B170014	石野　恵子	パラスポーツ	指導	その他	コーディネート	①パラスポーツ体験 （ボッチャなどのパラスポーツの関連資料の貸し出し、体験）	1～5名	不要

【 教育・文化 】

1	B170002	谷矢　幹夫	マネープラン、キャリアプラン	指導	その他	セミナー	①セカンドライフのためのマネープラン・キャリアプラン ②60才からのくらし・仕事・お金 ③60才からの暮らしにそなえましょう ④もめないための相続の基礎知識を知ろう	1名	不要
2	B230006	阿部　修二	アンガーマネジメント	指導		セミナー	①実践「アンガーマネジメント入門講座」	1名	不要
3	B230008	加藤　明彦	横浜の歴史、マネープラン	指導		セミナー	①横浜の歴史、横浜の怪物、畠山重忠と二俣川の戦い ②人生の3大資金と特殊詐欺に気を付けよう	1名	不要
4	B190007	内藤　加奈子	整理収納アドバイス	指導			①「わける」がわかるとお片付けはもっと楽しくなる！ 「わけるとわかるわけるくん」講座 ②カードで楽しく片付けの基本を学んでみませんか？ 片付けカードワーク講座	1名	要
5	B170014	石野　恵子	英会話	指導			①英会話講座	1名	不要
6	B140007	松丸　明子	着付け	指導		(その他) セミナー	①着物セミナー ②着付けまたは着付けのおさらい会	①1～2名 ②1名	内容によっては必要
7	B190004	西山　誠子	茶道・和裁	指導			①コロナ禍でも楽しめる茶道 ②型紙を使って浴衣・じんべいを作ろう	1名	要
8	B180001	山本　薫	ペン字・毛筆	指導			①毛筆・ペン習字の基本指導 ②美しく正しい字を書くポイントレッスン	1名	不要

【 教育･文化 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数	材料費
9	B180008	川口　整	絵手紙	指導			①げんき絵手紙：ベーシックコース ②げんき絵手紙：エキスパートコース	1名	要
10	B210008	森　恭司	水彩画	指導			①絵画教室（水彩画）	1名	要
11	Ｂ150007	中井　浩子	パーソナルカラー、カラーセラピー	その他		セミナー	①カラー講座～似合う色を活かして私らしく～ ②カラー講座～もっと色を取り入れて日々の生活を豊かに～	1～3名	要
12	B230004	湯地　雅代	パーソナルカラー、メイクアップ、ファッション診断	指導			①元気のでるメイクアップレッスン ②主婦からの再就職を応援する印象アップの服装術	1名	要
13	B190007	内藤　加奈子	パーソナルカラー	指導			①似合うピンクでキレイをUP！「大人を磨くカラー講座」	1～2名	要
14	B190017	乗松　恭子	骨格バランス、パーソナルカラー	指導			①私が輝く「似合う」がわかる骨格バランス®診断講座 ②健康寿命を伸ばす「似合う」お色で楽しむメイクレッスン	1名	要
15	B210009	河口　くみ	カラーセラピー	指導			①パステルで癒しのマンダラアート～カラーセラピー	1名	要
16	B190005	山田　有香	ハーバリウム	指導			①ハーバリウムを作ってみよう！（お手入れ不要な植物標本） ②ハーバリウムのボールペンを作ってみよう！	①1～2名 ②1名	要
17	B230001	飯田　裕子	ペイントアート	指導			①ペイントアートのワークショップ	1名	要
18	B090016	池　智子	スライム作り	指導			①スライム作り	1名	要
19	B110016	白木　登	ものづくり(木工)	指導			木のパーツや木の実など天然素材を使ったワークショップ ①動物の顔を創りましょう ②いろんな動物を創りましょう	1～2名	要
20	B220017	桐ケ窪　巌	ものづくり(草木)	指導			草木を使ったワークショップ ①シュロのバッタ作り ②ススキのミミズク作り	1名	不要
21	B210006	中里　裕子	ネイチャーゲーム	指導			①森となかよしになろう（公園の自然となかよしになろう） ②キラキラえがお　小さな子どもとセンスオブワンダーを感じよう	1～2名	要
22	B210009	河口　くみ	性教育	指導			①おうちで始める性教育～いのちのおはなし	1名	不要

【 教育･文化 】

No	登録番号	一覧表示名	活動内容	活動の種類			プログラム	活動人数	材料費
23	B220013	成田　直行	ボードゲームでの遊びと学び	指導			①ボードゲームで遊ぼう	1～3名	不要
24	B180011	久保　雅信	実験・体験講座	指導			①子ども科学捜査（指紋）講座 ②子ども人工イクラ体験講座	1名	要
25	B190011	Bio Creative Staff	小学生向け実験教室	指導	披露		①水中シャボン玉を作ろう ②野菜ロケット～畑から宇宙へ～	10～15名	不要
26	B190013	大塩　桂子	折り紙	披露	指導		①折り紙を楽しむ（多世代向け） ②Let’s play with ORIGAMI（海外の方向け）	1～2名	要
27	B070021	ふーせんのトラちゃん	バルーンアート	指導	披露	(その他) 装飾	①バルーンで作って遊ぼう ②バルーンアートショウ	1～2名	要
28	B090016	池　智子	バルーンアート	指導	披露	(その他) 装飾	①バルーンアート装飾 ②バルーンアートワークショップと披露	①6名 ②3～6名	要
29	B170011	風船のハムちゃん	バルーンアート	指導	披露		①バルーン作り体験講座 ②バルーンショー	1名	要
30	B220011	岩﨑　広美	カービング	指導	披露		①ソープカービング体験～石けんでダリアを彫る～ ②フルーツカービング体験（りんご） ③カービングのデモンストレーション	1名	要
31	B090016	池　智子	料理	指導			①男性向け料理講座「野菜たっぷりアンチエイジング料理」 ②子どもと楽しむ食事作り「簡単おやつの作り方講座」	1名	要
32	B190002	井上　有希子	パン作り	指導			簡単！おいしい！オーブンを使わないパン講座 ①トースターで焼くドデカパン ②スティックパン ③離乳食にもなるベジフルパン ④親子でパン作り ⑤男のパン作り、シニア	1～2名	要
33	B190015	青木　邦夫	コーヒーの淹れ方	指導			①基本講座「美味しいコーヒーの淹れ方」 ②オーダーメイドの講座 （世界のコーヒー飲み比べ、マイブレンド作りに挑戦、ラテアート、など）	1～2名	要

※交通費相当分の支給として、１回1人2,000円を上限として支払っていただきます。そのため、5人派遣ですと、上限10,000円となりますのでご承知おきください。

１１９情報

区連会10月定例会説明資料
令　和　５　年　10月　20　日
都　筑　消　防　署

■　区内の火災状況

都筑消防署

区分 ／ 年別		令和５年 9月	令和５年 累計	令和４年 9月	令和４年 累計	累計前年比 増△減
火　災　件　数	(件)	3	22	3	21	1
火災種別 建　物　火　災	(件)	3	13	1	14	△ 1
火災種別 車　両　火　災	(件)	0	2	1	4	△ 2
火災種別 そ の 他 の火 災	(件)	0	7	1	3	4
焼　損　面　積	(㎡)	80	299	0	383	△ 84
死　　者	(人)	0	0	0	2	△ 2

【９月中　件】９月11日（月）【大熊町】建物火災
９月17日（日）【北山田】建物火災
９月15日（金）【荏田南】建物火災

■　区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119

区分 ／ 年別		令和５年 9月	令和５年 累計	令和４年 9月	令和４年 累計	累計前年比 増△減
救　急　件　数	(件)	979	8,290	747	7,737	553
救急種別 急　　病	(件)	703	5,973	544	5,517	456
救急種別 交 通 事 故	(件)	60	400	45	392	8
救急種別 一 般 負 傷	(件)	156	1,389	109	1,325	64
救急種別 そ　の　他	(件)	60	528	49	503	25

※　令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

秋の全国秋の火災予防運動
11月９日から11月15日まで

火を消して
不安を消して
つなぐ未来

2023年度
全国統一防火標語

住宅用火災警報器は10年を目安に
点検　交換　をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください
045-945-0119
都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

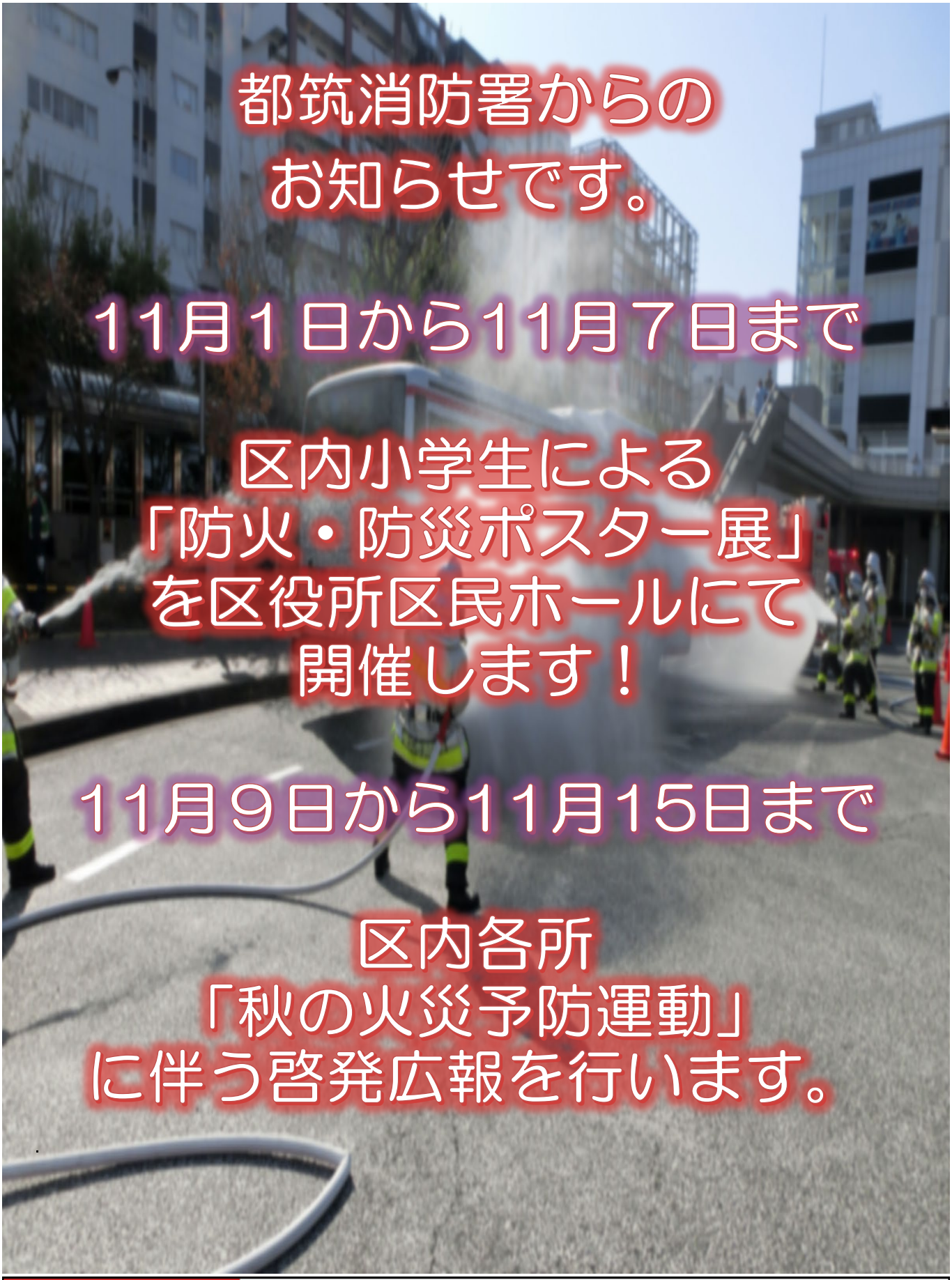

都筑消防署からのお知らせです。

11月1日から11月7日まで

区内小学生による
「防火・防災ポスター展」
を区役所区民ホールにて
開催します！

11月9日から11月15日まで

区内各所
「秋の火災予防運動」
に伴う啓発広報を行います。

命と財産を守ろう

住宅用火災警報器は10年を目安に
点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください
045-945-0119
都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会